

令和8年度 整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目 次

第一章 整備事業・検査業務関係

1	原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について 〔令和7年6月17日 国自基第48号〕	1
2	電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和7年9月26日 報道発表資料〕	7
3	冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ 〔令和7年10月1日 報道発表資料〕	14
4	物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～ 〔令和7年11月20日 報道発表資料〕	26
5	ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！ ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和8年1月9日 報道発表資料〕	32
6	予期せぬ運転異常に対応する安全技術を知ってみよう！ ～「ドライバー異常時対応システム」作動時の車内・車外の様子を見ることができます～ 〔令和8年3月19日 報道発表資料〕	40
7	「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する 上での留意事項について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 国自整第279号の2〕	41
8	令和7年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値） 〔令和8年4月28日 報道発表資料〕	52
9	大賞は、スバル「フォレスター」！！ ～自動車安全性能2025 ファイブスター大賞発表～ 〔令和8年5月28日 報道発表資料〕	54
10	後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！ ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和8年6月4日 報道発表資料〕	56
11	「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について 〔令和8年6月25日 国自整第87号〕	62
12	日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意 ～安全な自動運転車の開発が加速～ 〔令和8年6月26日 報道発表資料〕	65
13	便利です記録事務代行	68
14	自動車の登録・検査の法定手数料変更について（令和8年4月1日）	70
15	【重要なお知らせ】指定整備事業者の皆様へ	72
16	自動車整備事業者の皆様へ エンジンオイル等の油脂類、シンナー、塗料等の溶剤、高品位尿素水（AdBlue®等）を購入予定の皆様へのお願い	73

第二章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第64次改正） 〔令和7年7月23日 報道発表資料〕	74
2	審査事務規程の一部改正について（第66次改正） 〔令和7年9月26日 報道発表資料〕	75
3	審査事務規程の一部改正について（第68次改正） 〔令和7年12月23日 報道発表資料〕	76
4	審査事務規程の一部改正について（第72次改正） 〔令和8年3月25日 報道発表資料〕	77
5	改造自動車届出制度の見直しについて	78
6	令和8年8月1日より、「ロービーム計測」に移行します	79
7	ヘッドライトの効果的な整備や修理について	80
8	自動車技術総合機構からのお知らせ ～年次検査事務取扱規程の制定について～	81
9	不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和7年度）	82
10	自動車技術総合機構からのお知らせ ～秩序維持のための遵守事項について～	84
11	自動車技術総合機構からのお知らせ ～検査実施のための遵守事項について～	86
12	自動車技術総合機構からのお願い等	88

第三章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等	96
2	構内・検査コースの事故防止について	98
3	お願い	100
4	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	103
5	受検者の皆様へ	106
6	検査の高度化機器の本格運用を行います	110

7	諸元測定した車両の写真撮影について	112
8	車両番号標取付け注意喚起について	113
9	申請案内サイトの公開について	114
10	次回重量税額メール通知サービスについて	115
11	軽自動車OSS（継続検査）開始のお知らせ	116
12	構内徐行運転にご協力ください	118
13	軽自動車税納付確認システムについて	119
14	電子車検証ICタグ情報 事前確認のお願いについて	121
15	走行距離計表示値の確実な確認のお願い	122
16	受検時の遵守事項をお守りください！	123
17	後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について	124
18	車検時の新たな検査項目として「OBD検査」が追加されました	125
19	OBD検査対象車の受検時のお願い事項について	126
20	自動車通関証明書の電子化に伴うお願い	128
21	申請手数料のご案内	129

第四章 参考資料

1	自動車特定整備事業者の遵守事項について	130
2	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	136
3	問合せ一覧（令和8年7月時点）	143

4	自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	148
---	-----------------------------	-----

国 自 基 第 48 号
令和 7 年 6 月 17 日

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について

原動機付三・四輪自転車の安全性を確保するため、今般、新たに別添の「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めたので、今後はこれにより関係者を指導されたい。

また、別紙 1 及び別紙 2 のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準

1 適用範囲

本技術基準は、原動機付三・四輪自転車に適用する。

2 用語の定義

本技術基準における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

2.1 「原動機付三・四輪自転車」とは、次のいずれにも該当しない三輪以上を有する一般原動機付自転車をいう。

2.1.1 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五〇メートル以下である三輪以上の車両

2.1.2 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五〇メートル以下である三輪の車両

3 安定性

原動機付三・四輪自転車は、安定した走行を確保できるものとして、空車状態において、当該車両を左側及び右側に、それぞれ三十五度（最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付三・四輪自転車、車両総重量が車両重量の一・二倍以下の原動機付三・四輪自転車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の原動機付三・四輪自転車にあつては三十度）まで傾けた場合に転覆しないものでなければならない。

4 加速性

原動機付三・四輪自転車は、積車状態において、平坦な舗装路面上で停止状態から十メートル及び三十メートルの距離を走行するまでに要する時間がそれぞれ四秒及び七秒を超えないものでなければならない。

5 走行装置

空気入りゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。

5.1 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

5.2 接地部は、滑り止めを施したものであること。この場合において、滑り止めの溝の深さは、当該溝のいずれの部分においても〇・八ミリメートル以上とする。

6 操縦装置

- 6.1 運転に際して操作を必要とする次の装置は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ五百ミリメートル以内に配置され、容易に操作できるものでなければならない。
 - 6.1.1 始動装置、加速装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置並びに制動装置の操作装置
 - 6.1.2 前照灯、警音器、方向指示器及び窓拭器の操作装置
- 6.2 6.1.1 に掲げる装置（加速装置、クラッチ、変速装置及び制動装置の操作装置を除く。）及び6.1.2 に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその付近には、当該装置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.3 変速装置の操作装置又はその付近には、変速段ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.4 方向指示器の操作装置又はその付近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。

7 かじ取装置

かじ取装置は、容易に、かつ、確実に操作できるものであって、かじ取時に車わく、フェンダ等原動機付三・四輪自転車の他の部分と接触しないものでなければならない。

- 7.1 かじ取車輪が二以上の原動機付三・四輪自転車であって、かじ取車輪の横滑り量が走行一メートルについて五ミリメートルを超えるものは、7の「確実に操作できるもの」とされない例とする。ただし、その横滑り量が、原動機付三・四輪自転車の製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

8 燃料装置

ガソリンその他の引火しやすい液体を燃料とする原動機付三・四輪自転車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 8.1 燃料タンク及び配管は、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 8.2 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - 8.2.1 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
 - 8.2.2 露出した電気端子及び電気開閉器から二百ミリメートル以上離れていること。
 - 8.2.3 座席のある車室の内部に開口していないこと。

9 電気装置

電気装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 9.1 車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

9.2 車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、適当に覆われていること。

9.3 蓄電池は、振動、衝動等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内の蓄電池は、適当な絶縁物等により覆われていること。

10 運転者席

運転者席の幅は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ二百ミリメートル以上でなければならない。

11 窓ガラス

窓に備えるガラスは、安全ガラスでなければならない。JIS R 3211「自動車用安全ガラス」の規格の性能を有する窓ガラスは、この基準に適合するものの例とする。

12 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

13 車幅灯

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。）の前面の両側には、次の基準に適合する車幅灯を備えなければならない。ただし、幅〇・八〇メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては当該原動機付三・四輪自転車に備える前照灯（最大光度が一万カンデラ以上の前照灯であって、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であるもの）にあっては減光し又は照射方向を下向きに変換した場合に点灯している部分）の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合にあっては、その側の車幅灯を備えないことができる。

13.1 車幅灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5. 1.（種別 A 及び MA に係るものに限る。）に定める基準。

13.2 車幅灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

14 前部反射器

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものに限る。）の前面の両側（幅〇・八メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては、前面）には、次の基準に適合する前部反射器を備えなければならない。ただし、13 の規定に適合する車幅灯を備える場合にあっては、この限りでない。

14.1 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等は、協定規則第 150 号の規則 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. に定める基準。

14.2 前部反射器の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

15 後退灯

原動機付三・四輪自転車（後退機能を有しないものを除く。）には、次の基準に適合する後退灯を備えなければならない。

15.1 後退灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5.8. に定める基準とする。ただし、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 148 号の規則 5.8. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第 148 号の規則 6. に定める基準に適合すればよいものとし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS 規格 C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

15.2 後退灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

16 灯光の色等の制限

原動機付三・四輪自転車には、灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器を備えてはならない。

16.1. 他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器については細目告示第 62 条の規定を準用する。

17 窓ふき器

前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器を備えなければならない。

令和 7 年 6 月 17 日
国 自 基 第 49 号
国 自 審 第 565 号

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」等の
廃止について

原動機付三・四輪自転車の安全性の確保については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）等によることとしていたところであるが、今般、新たに「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めることとしたので、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）及び「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準等の細部取扱いについて」（昭和 59 年 10 月 19 日付け地技第 86 号、地審第 281 号）は廃止する。

なお、現に、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 の規定に基づく型式認定を申請している原動機付三・四輪自転車については従前の例によることとして差し支えないものとする。

また、別紙 1 及び別紙 2 のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。



令和 7 年 9 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

我が国は、電気自動車等の安全を確保しつつ普及を促進するため、平成 19 年に世界で初めて電気自動車等の乗員の安全確保に関する基準を策定し、それをベースに国際基準を策定・強化し、電気自動車の安全性を確保しています。

本年 3 月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、更なる安全対策として日本から提案し議論されていた、電気自動車等のバッテリーが異常発熱を起こした場合であっても乗員を保護するための要件が合意されたことを受け、このたび、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

1. 改正の概要

（１）バッテリー火災発生時の乗員保護性能確認試験を義務づけ

電気自動車等で走行用のモーターに使用するバッテリーについて、何らかの原因で異常発熱をしたことを想定し、一部の電池を過熱させたときに、火災、爆発又は車内への煙の放出がないか等、乗員の安全が確保されているかを確認する基準を導入します。

＜基準の概要＞

レーザーを照射するなどして電池を意図的に過熱したとき、乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすことを確認する。

＜要件＞

・バッテリー全体が異常発熱に至らないこと。・異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から 5 分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

＜適用時期＞

新型車：令和 9 年 9 月

継続生産車：令和 12 年 9 月

（２）その他の改正

- ① 「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。
- ② 令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 9 月 26 日

施 行：公布の日。ただし、協定規則第 177 号に係る部分は令和 7 年 9 月 27 日。

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

電気自動車等の安全性に関する国際基準

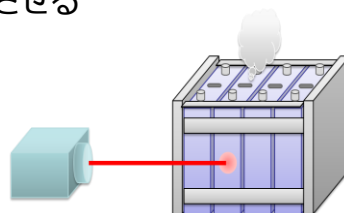
- 日本では、2007年に世界で初めて電気自動車等の乗員保護に関する安全基準を策定。2011年に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、当該基準をベースとした国際基準が成立。その後、段階的に規制強化。
- 2025年3月、国際基準の改正が合意され、バッテリー火災を抑制し乗員を保護するための試験法が追加された。当該試験法においては、日本提案であるレーザーを活用した試験方法が盛り込まれた。
- 2025年9月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

改正概要

➤ バッテリー火災の抑制と乗員保護に係る試験法の追加

バッテリーの異常発熱による車両火災を模擬するため、電池にレーザーを照射し過熱させる※等の方法で電池の内部短絡を発生させる

※レーザーを照射する方式は日本が提案したもの。



◆ 判定要件

乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ✓ 電池が異常発熱に至らないこと。
- ✓ 電池の異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から5分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

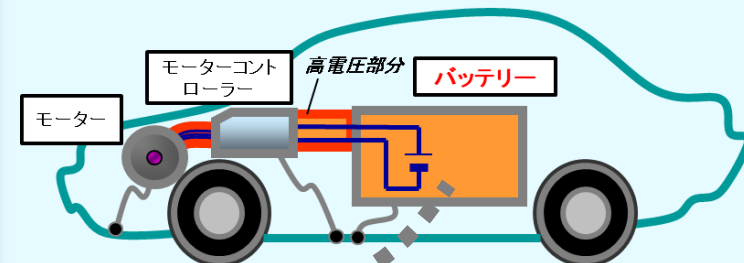
適用日

新型車：2027年9月

継続生産車：2030年9月

-8-

＜電気自動車等の安全基準の要件（例）＞



➤ 感電に対する保護

- ✓ バッテリー及び高電圧部分からの感電に対する保護

➤ 電池の安全性

- ✓ 車両衝突時の衝撃に対する保護
- ✓ 車外からの火災に対する保護
- ✓ 被水時における保護

✓ バッテリー火災の抑制と乗員保護

※今次改正により試験方法が追加

➤ 識別表示

- ✓ 電気自動車等（バス及び大型トラックに限る。）の車体への識別表示

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリー M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。（第 46 条関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- （イ） 一般原動機付自転車について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合する走行距離計を備えなければならないこととする。（第 65 条の 2 関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第13号第14改訂版	⇒	第13号第15改訂版
第39号改訂版	⇒	第39号第2改訂版
第100号第4改訂版	⇒	第100号第5改訂版
第171号初版	⇒	第171号改訂版
(新設)		第177号初版

- (イ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第177号に基づき認定された「自動車駆動用出力装置」を追加する。(第5条関係)

(3) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(2)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)及び2.(2)(イ)は、令和7年9月27日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリ－M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」、「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」、「装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1088 号）」、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 7 項第 3 号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 583 号）」及び「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）」について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 13 号第 14 改訂版	⇒	第 13 号第 15 改訂版
第 39 号改訂版	⇒	第 39 号第 2 改訂版
第 100 号第 4 改訂版	⇒	第 100 号第 5 改訂版
第 171 号初版	⇒	第 171 号改訂版
(新設)		第 177 号初版

- (イ) 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。また、一般原動機付自転車に備える走行距離計について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合しなければならないこととする。

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- (ウ) 車両総重量 3.5 トン以下の電気式ハイブリッド自動車及び駆動用電動機を複数備えた電気自動車について、協定規則第 177 号に基づき出力を測定してもよいこととする。

- (エ) 自動車※に備える原動機用蓄電池について、熱連鎖^(注)試験を義務付け、当該試験の結果が乗員の安全確保に係る要件に適合しなければならないこととする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車を除く。

【適用日】

新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

注：熱連鎖とは、原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。）を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。

(2) 道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、適用時期の統合を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通

大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正

協定規則の改訂に伴い、特定装置の規則番号について所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(1)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)、2.(1)(ウ)及び2.(3)(協定規則第177号に係る部分に限る。)は、令和7年9月27日

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

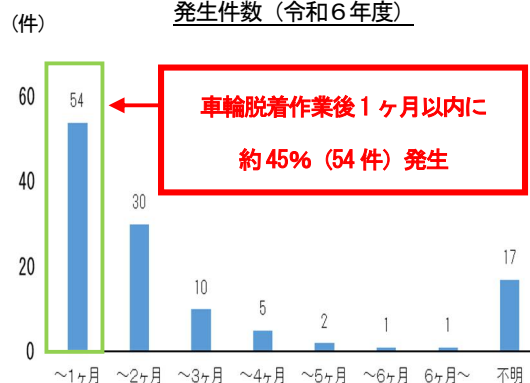
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

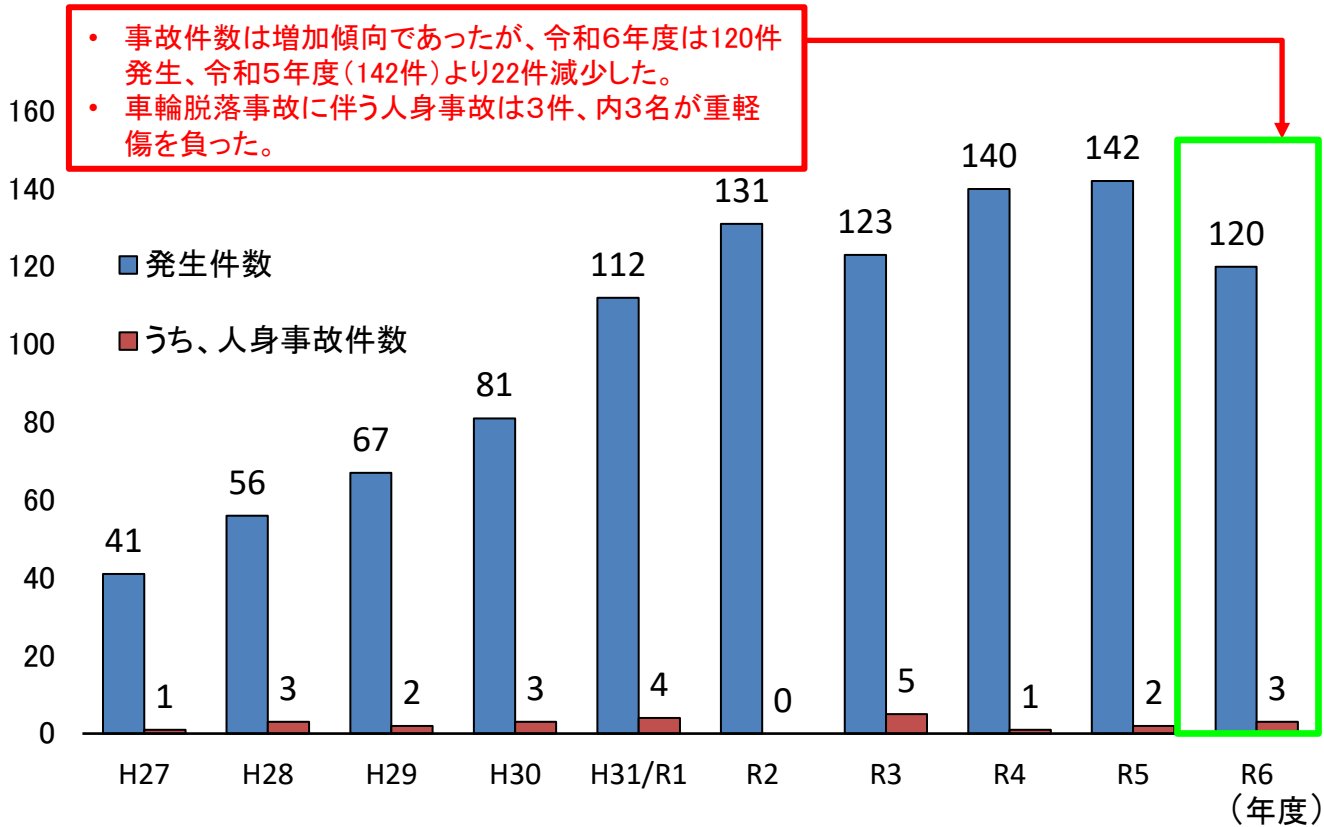
<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

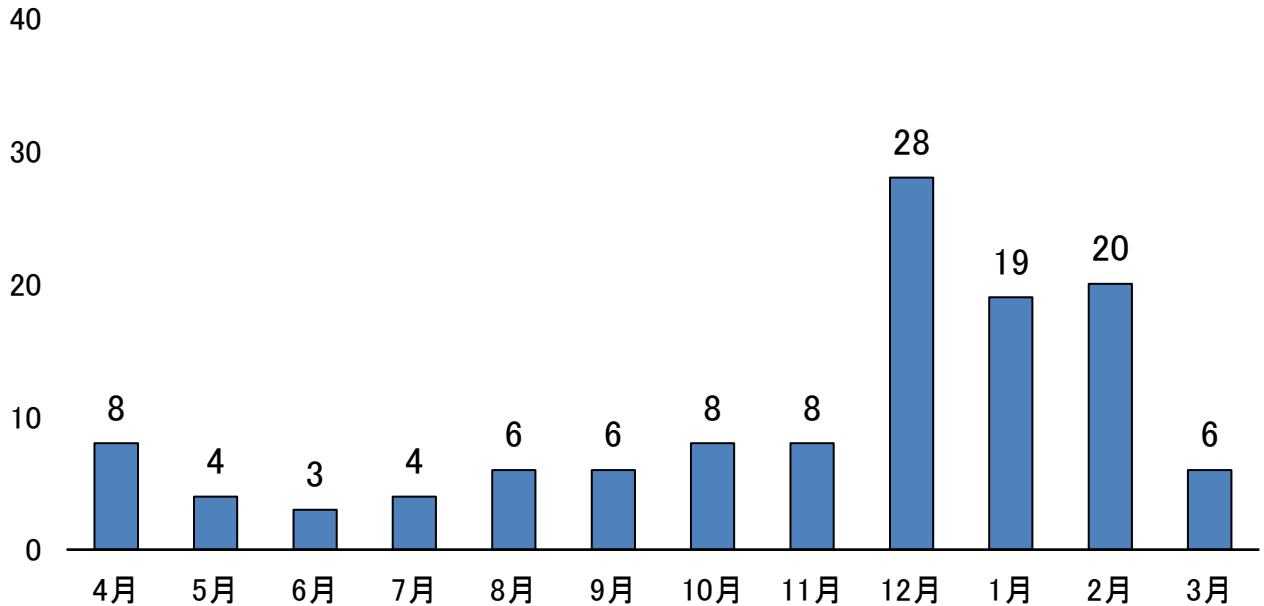
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

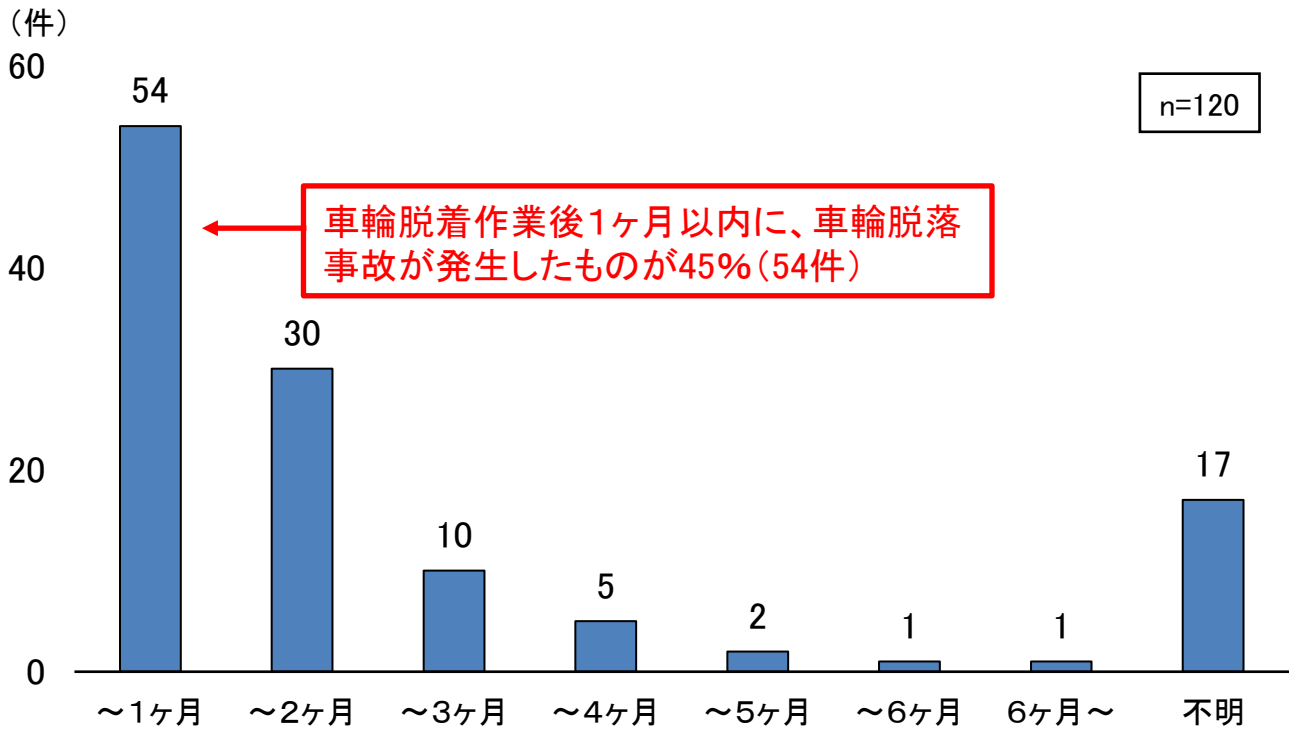
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

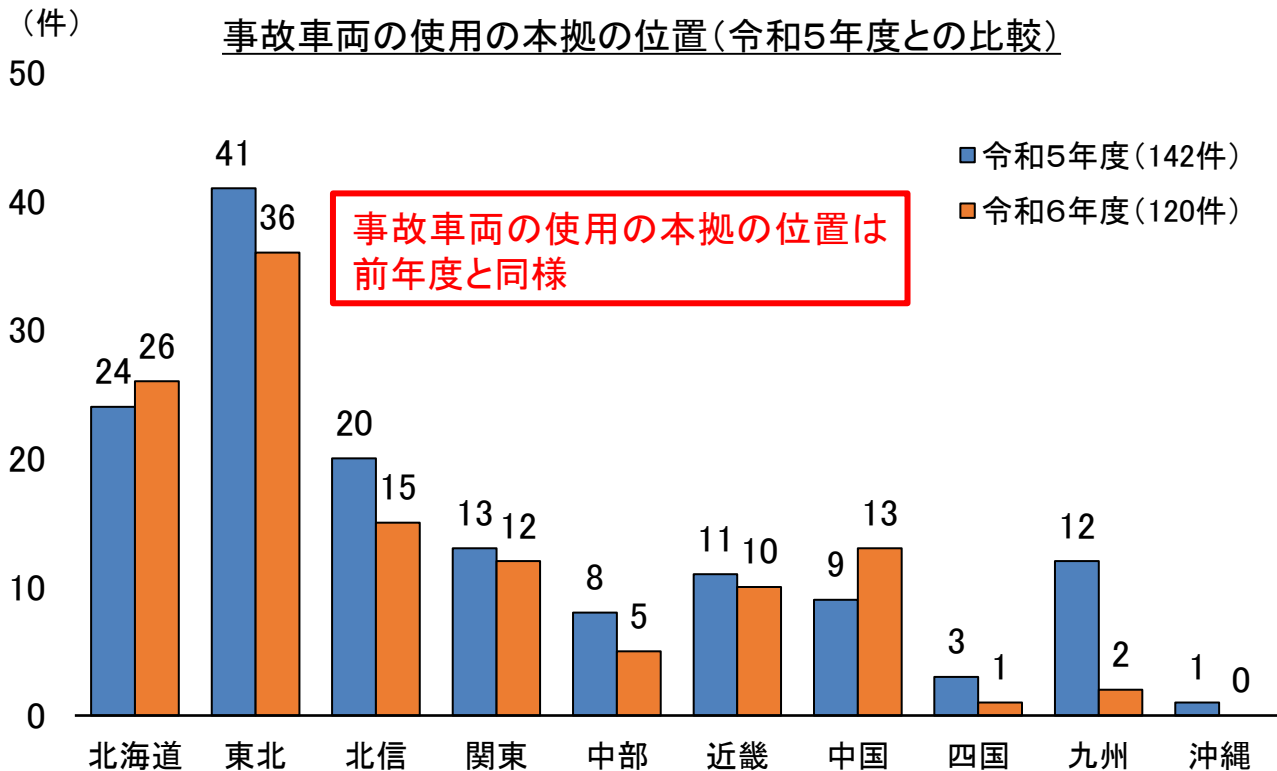
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



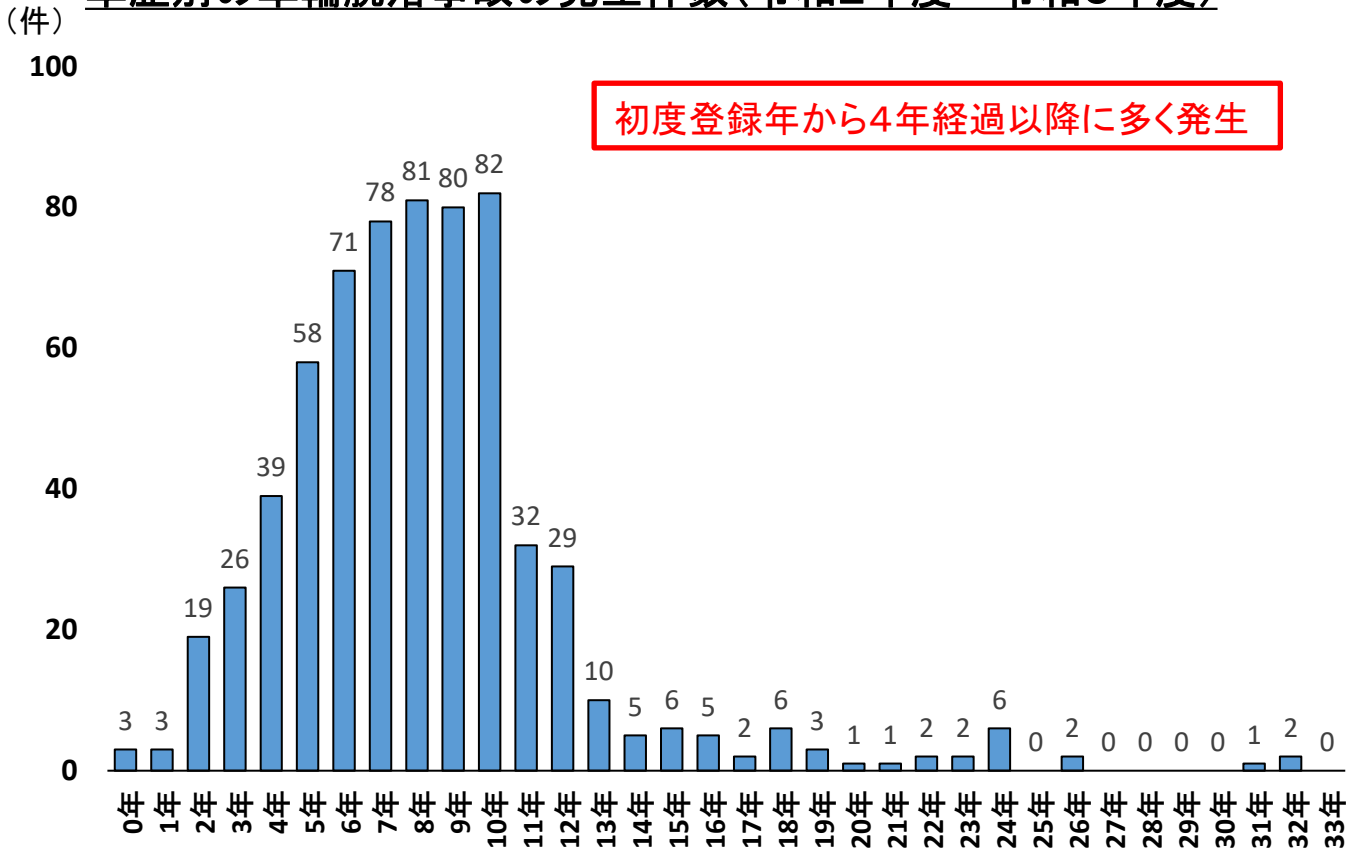
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



車輪脱落事故発生状況

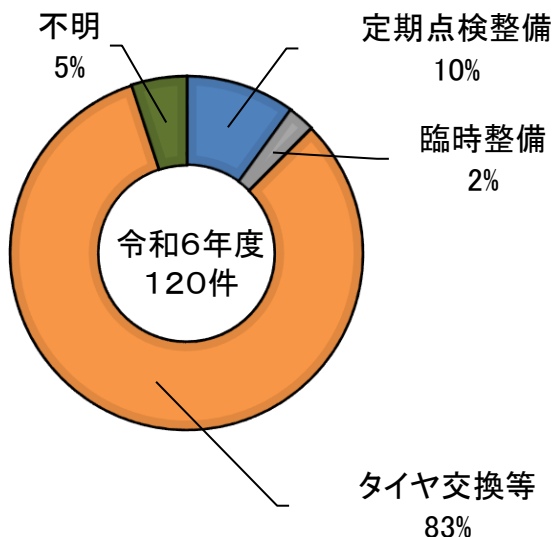
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

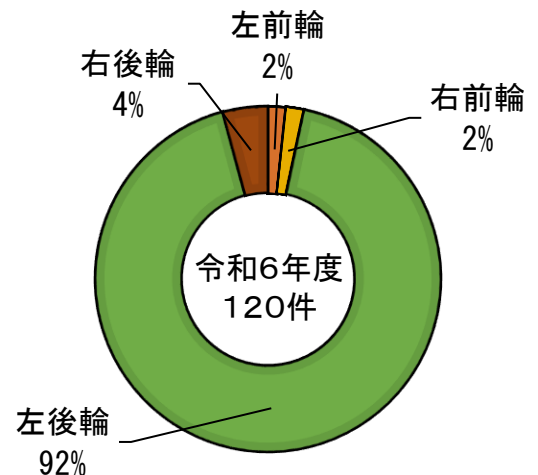
冬用タイヤなどタイヤ交換等が
大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

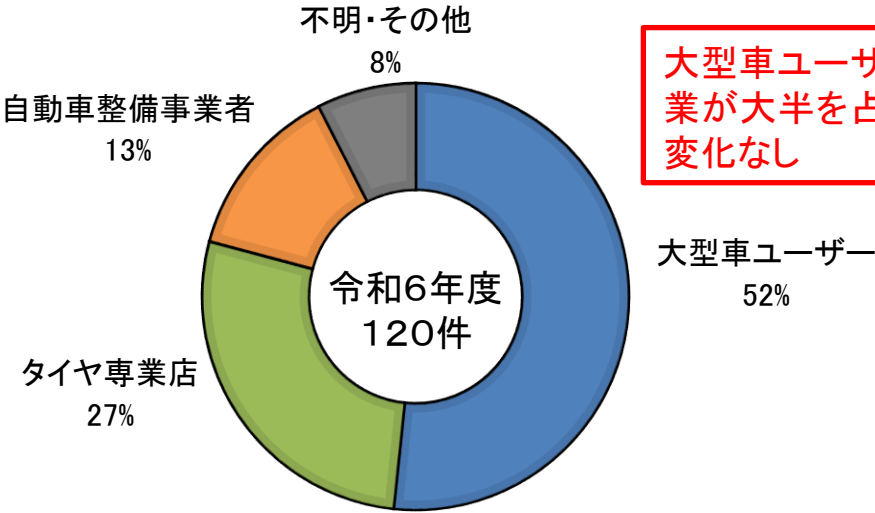
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 （62件のうち）	タイヤ専門店 （33件のうち）	整備事業者 （16件のうち）
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故



おとさぬ
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。



さびたナットは
清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。



いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

お

と

と

な

い



トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型トラック等車輪脱落防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDT-トラックス)
全日本トラック協会 日本バス協会 全日本バス連合会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ工芸協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全日本石油販売協会連合会 日本自動車整備工芸会 日本自動車整備工芸会 日本自動車整備工芸会 日本自動車整備工芸会 日本自動車整備工芸会 日本自動車整備工芸会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



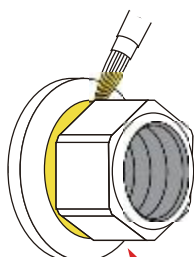
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

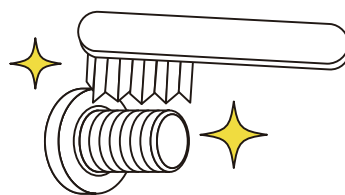
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

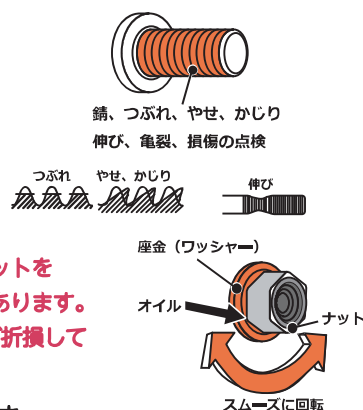
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ボルト穴付近

ホイール内側



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから！



一般
社団法人

日本自動車工業会-22- 自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

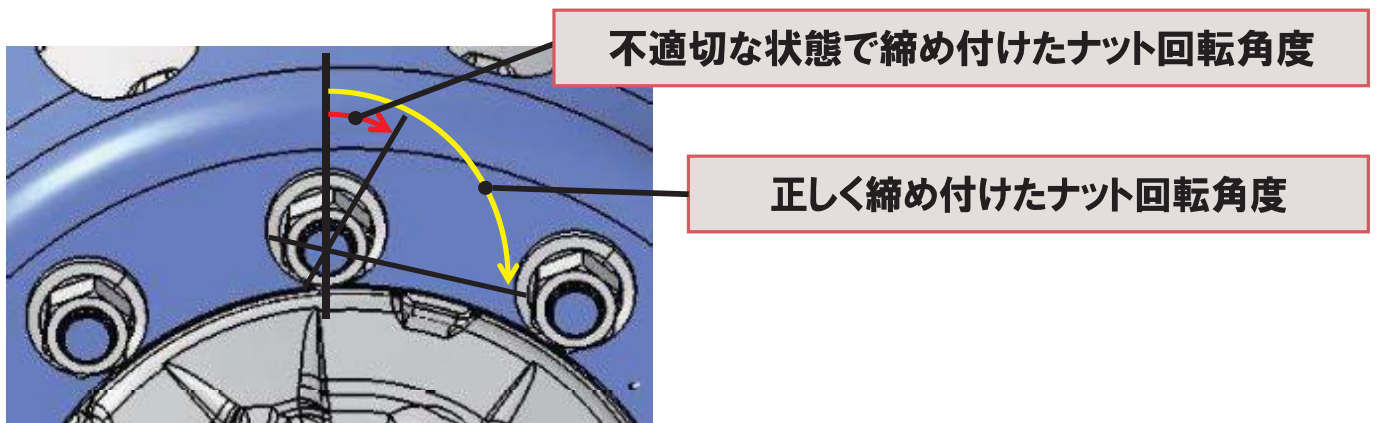
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

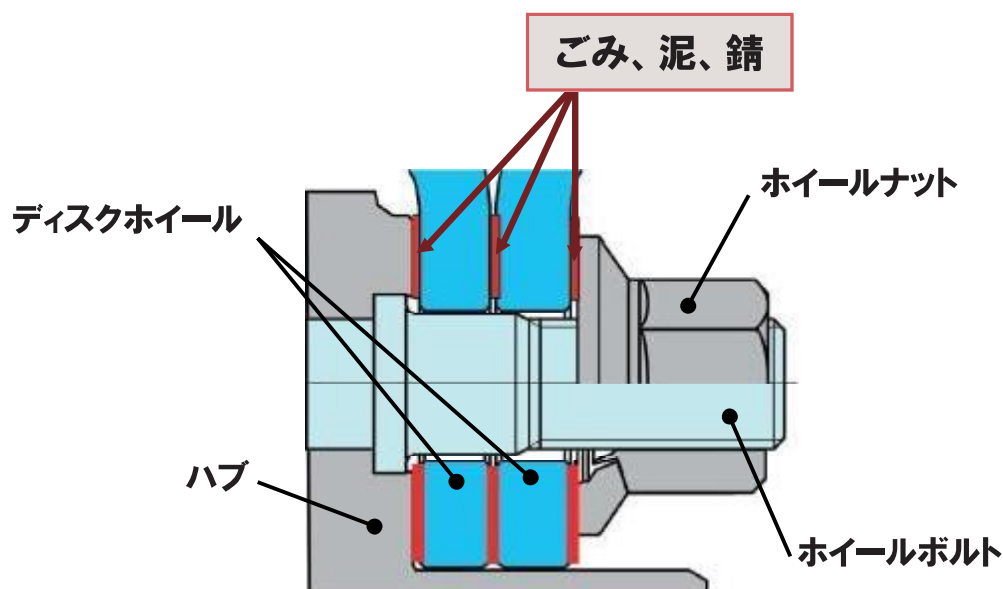
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がととても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

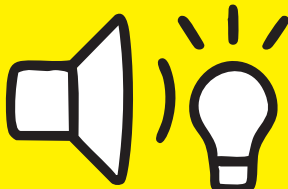
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません

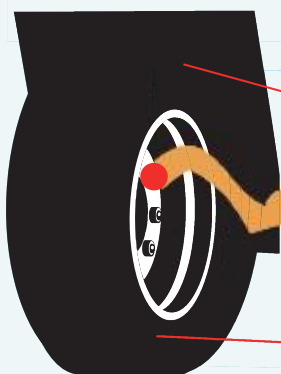


簡単脱着

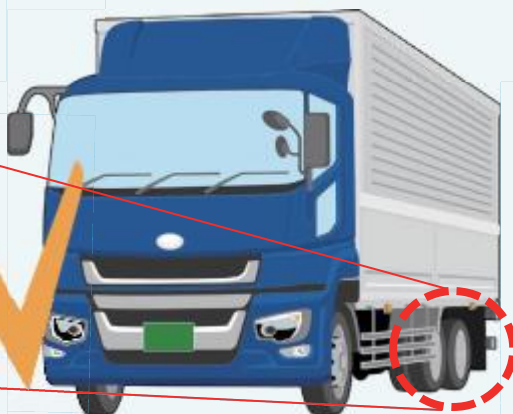
簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

Step-1



Step-2



Step-3



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



先を見通す先進技術で
車輪脱落事故ゼロへ

補助率：費用の1/2（上限5万円／台）

対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、
国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了

補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限ります。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年 11 月 20 日
物 流 ・ 自 動 車 局
貨 物 流 通 事 業 課
安 全 政 策 課
審 査 ・ リ コ ー ル 課
自 動 車 整 備 課

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年 12 月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着、チェーンの装着方法の事前確認、携行及び早めの装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの装着方法の事前確認、携行及び立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事案が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止など

の必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者に対する急ぎの運送依頼を控えていただくようお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 鯖戸、田中

代表:03-5253-8111 (内線:42354)

直通:03-5253-8597

自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413)

直通:03-5253-8599

(②関係)

安全政策課 本田、山本

代表:03-5253-8111 (内線:41615)

直通:03-5253-8565

(③関係)

貨物流通事業課 篠塚、高橋、梶井

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

直通:03-5253-8575

雪道での立ち往生に注意！

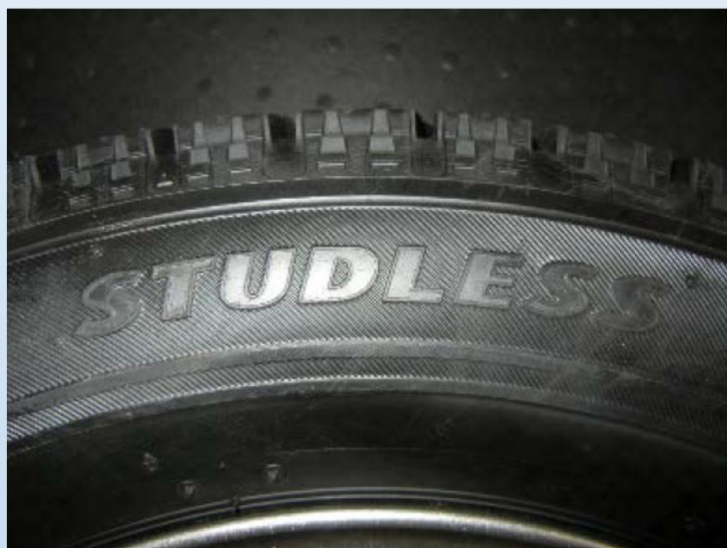
-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❏ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❏ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❏ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- ❏ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❏ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレークマーク
タイヤの側面に表示
されています。

冬用タイヤの使用限度

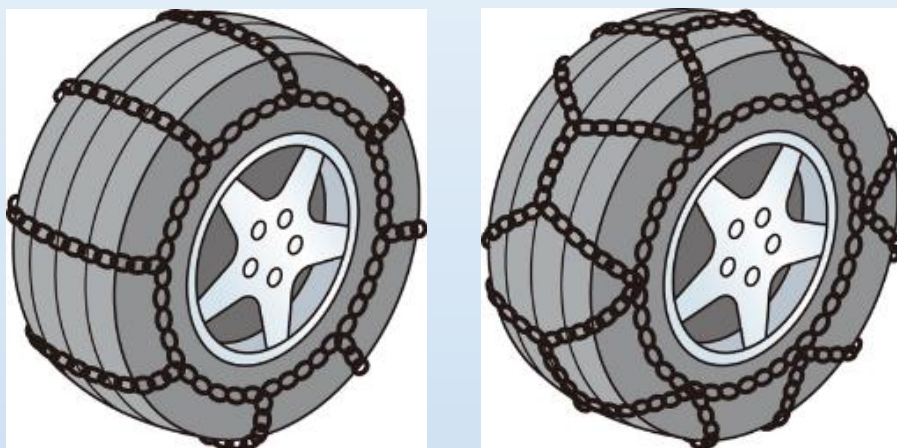
- ❏ **溝深さが50%以上**残っていることを「**プラットホーム**」で確認しましょう。（一部海外メーカー品は除く）



-29- 残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❏ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❏ チェーンの**サイズや締め方が不適切**な場合、**タイヤとの間で滑りが生じ**効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❏ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❏ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

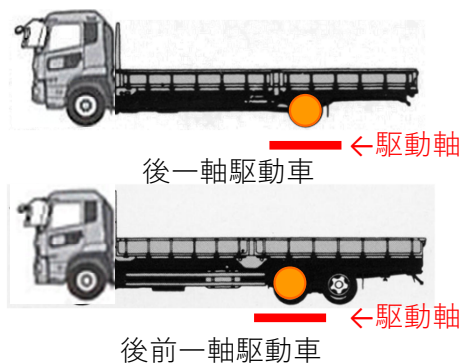
性能限界

- ❏ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません**。例えば、車両の**バンパーに接触するような新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❏ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

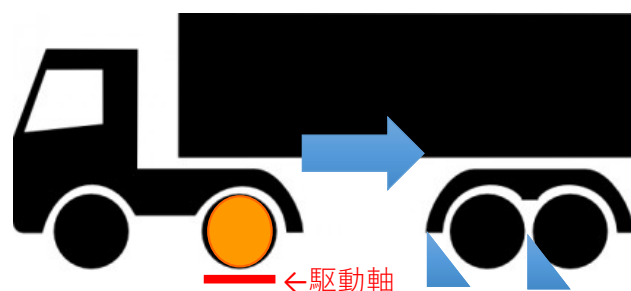
以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



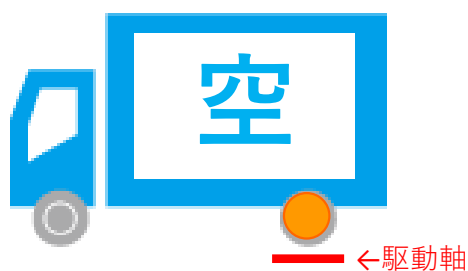
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
物流・自動車局
審査・リコール課



電話番号：03-5253-8111（内線：42354）
03-5253-8597（直通）



令和 8 年 1 月 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時※もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

※オートマチック車がブレーキを離した際にゆっくり前に進む状態

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（１）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※１） <u>貨物自動車（※２）</u>	乗用車（※１）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <u>歩行者</u>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <u>クリープ走行状態</u> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

＜適用時期＞

新型車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

※１ 乗車定員 10 人未満のオートマチック車に限る。

※２ 車両総重量 3.5 t 以下のオートマチック車に限る。

（２）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 1 月 9 日

施 行：令和 8 年 1 月 11 日（一部、同年 3 月 31 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

- 令和4年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、令和6年11月の国際基準成立を受け、令和7年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、クリープ走行時の要件の追加や対象車種を拡大する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、令和8年1月に国内基準を改正・公布。

主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

○ 急加速抑制に関する要件

障害物（車両、壁、**歩行者**）の手前1.0m及び1.5mで、以下の状態からアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、①又は②のいずれかであること【停止状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 衝突時点又はそれより前に、加速を抑制すること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

対象車種

運転者がクラッチ操作を必要としない

乗用車（乗車定員10人未満）
貨物車（車両総重量3.5t以下）

適用日

新型車 令和12年9月 / 継続生産車 令和14年9月

＜装置の作動イメージ＞



＜試験法の概要＞



：フルストロークまでアクセルを踏み込む



道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える前向き座席に任意でヘッドレストを備える場合には、技術的要件を適用することとする。（第 22 条の 4 関係）

【適用日】

新型車：令和 8 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日

- （イ） ペダル踏み間違い時加速抑制装置の適用対象に小型貨物自動車を追加する。（第 8 条関係）

【適用日】

新型車：令和 12 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 14 年 9 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂等に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第17号第11改訂版	⇒	第17号第12改訂版
第41号第5改訂版	⇒	第41号第6改訂版
(新設)	⇒	第126号初版
第173号初版	⇒	第173号改訂版
第174号初版	⇒	第174号改訂版
第175号初版	⇒	第175号改訂版
(新設)		第178号初版

- (イ) 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第2条関係)
- (ウ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第5条関係)
- (エ) 法第75条の4第1項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第3号様式関係)

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

- (ア) 協定規則第126号及び協定規則第178号の新規採択に伴い、「仕切り装置」及び「緊急車線維持装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- (イ) 協定規則第175号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。
- (ウ) 能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項の変更部分のみ審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項を変更しようとする場合、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみ審査することとする制度の合理化を行う。この場合において、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、変更前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。

(5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 17 号第 11 改訂版	⇒	第 17 号第 12 改訂版
第 41 号第 5 改訂版	⇒	第 41 号第 6 改訂版
（新設）	⇒	第 126 号初版
第 173 号初版	⇒	第 173 号改訂版
第 174 号初版	⇒	第 174 号改訂版
第 175 号初版	⇒	第 175 号改訂版
（新設）		第 178 号初版

（イ） 協定規則第 178 号の新規採択に伴い、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって 3.5t 以下のものには、緊急車線維持装置を備えなければならないこととする。

（2）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年
3月31日（火）。

- 緊急車線維持装置（ELKS：Emergency Lane Keeping System）とは、車両が車線を維持できるように、ドライバーに警報を発するとともに車両の軌道を補正する装置。
- 2025年6月に国連協定の新規則として成立したことを踏まえ、国内基準にも取り入れる予定。

主な要件

○ 車線逸脱警報に関する要件

- ・ 速度が65km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
- ・ 遅くとも、タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えた時点で警報すること
- ・ ドライバーが気付くことのできる複数の警報（視覚、聴覚等）を発すること

○ 車線逸脱を補正するための機能に関する要件

- ・ 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ・ タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えて逸脱するのを回避すること
- ・ 補正機能作動時はドライバーに視覚警報を発すること

対象車両

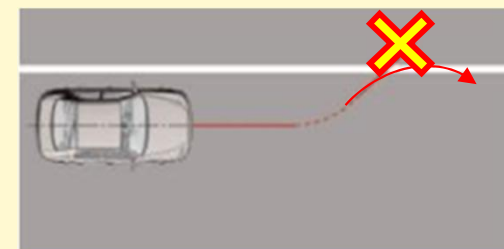
乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3.5 t 以下の貨物車

適用日

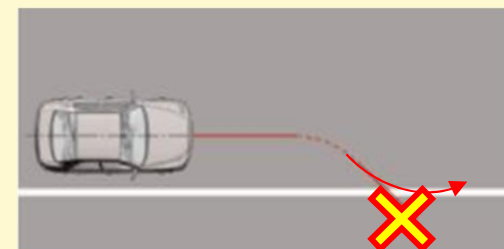
新型車：2029年9月※ / 継続生産車：2031年9月※

※油圧パワステ搭載車両等は段階的に適用

＜装置の作動イメージ＞



左側への逸脱（例）



右側への逸脱（例）

予期せぬ運転異常に対応する安全技術を知ってみよう！

～「ドライバー異常時対応システム」作動時の車内・車外の様子を見ることができます～

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、システムがドライバーの異常を検知して周囲の道路利用者に異常を知らせつつ車両を停止する「ドライバー異常時対応システム」が普及しています。

当該システムは、体調急変等が生じたドライバーや同乗者はもとより、後続ドライバーなどの全ての道路利用者における安全・安心の向上に有効です。

このため、国土交通省は、全ての道路利用者がドライバー異常時対応システム作動時の留意点をご理解いただくことにより、当該システムの社会受容性を向上するための啓発動画を作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開します。

1. ドライバー異常時対応システムとは

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、ドライバーの異常を自動で検知又は同乗者が非常停止ボタンを押すことにより車両を自動的に停止させる機能であり、交通事故の回避又は被害軽減に資するものです。

① ドライバー異常の発生



2. システム作動時の状況

○車内

運転席のメーターパネル等に作動状況が表示されます

○車外

周囲の道路利用者に対する情報提供（ブレーキランプ点灯又は点滅、ハザードランプ点滅、ホーン吹鳴）を行いつつ、システムが車両を減速・停止※させます

※ 車線変更を自動で行って路肩で停止するシステムもあります

② システムの作動



③ 車両の減速・停止



3. システム作動時の留意点

車線変更を自動で行って路肩に寄せて停止させる機能もあることから、警告中の車両を見かけたら、「慌てない」、「車間距離を保つ」、「急な追い越しは避ける」ことが重要です。

4. 啓発動画の公開ページ

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 YouTube

<https://youtu.be/0vESg6ZALDA>



(問い合わせ先)

物流・自動車局審査・リコール課 鯖戸、田中

代表：03-5253-8111(内線)42354

直通：03-5253-8597

国自整第 279 号の 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
B S サミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（ 公 印 省 略 ）

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」
(令和7年7月8日付け国自整第70号)の一部改正について(新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第70号 令和7年7月8日 <u>国自整第279号</u> <u>最終改正 令和8年3月31日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文(略) <u>附則 (令和8年3月31日 国自整第279号)</u> <u>本改正規定は、令和8年3月31日から施行する。</u> 別添 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項	国自整第70号 令和7年7月8日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文(略) <u>(新設)</u> 別添 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項

第1 共通事項

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修(以下「研修等」という。)並びに「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「教育」という。)について適用し、研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。

(研修等又は教育における留意事項としてそれぞれ第2、第3に移設)

2. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師又は学科指導員が説明等を行う会場(以下「本会場」という。)と本会場以外の会場(以下「別会場」という。)を、情報通信機器を通して、同時に研修等又は教育を行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等又は教育を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等又は教育を行う方式をいう。

(新設)

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習、「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「研修等」という。)について適用する。

2. 留意事項3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場(以下「本会場」という。)と本会場以外の会場(以下「別会場」という。)を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等

1. 留意事項

- (1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 2. に移設)

(自動車整備事業に関する研修等のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であつて、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(イ) 受講以外の行動をしていた

(ロ) 長時間離席していた場合

(ハ) 画面を見ていない場合

(ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(イ) 受講以外の行動をしていた

(ロ) 長時間離席していた場合

(ハ) 画面を見ていない場合

(ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

していた場合

(ホ) その他受講していると認められない場合

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 動画の内容については、地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。
- ② 動画の内容の検討に当たっては、研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるものとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。
- ③ 研修動画作成者は、その検討結果に基づく動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。
- ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
- ⑤ 質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
- ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(イ) 受講以外の行動をしていた場合

(ロ) 長時間離席していた場合

(ハ) 画面を見ていない場合

(ニ) 動画を早送りで再生した場合

していた場合

(ホ) その他受講していると認められない場合

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。
- ② 動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。
- ③ 動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。
- ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
- ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
- ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(イ) 受講以外の行動をしていた場合

(ロ) 長時間離席していた場合

(ハ) 画面を見ていない場合

(ニ) 動画を早送りで再生した場合

(ホ) その他受講していると認められない場合

- ⑧ オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができる。この場合において、実施担当者が⑤から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。

3. オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行

受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。

(1) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修

整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。

(2) オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期

(1)の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。

令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2. (3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の縮減等の措置を講じるものとする。

(3) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法

オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。

運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理

(ホ) その他受講していると認められない場合

- ⑧ 自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。

(新設)

等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。

第3 自動車整備士養成施設が行う教育

1. 留意事項

- (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより教育を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、教育を受けた日時、教育の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 教育を行う学科指導員又は学科指導員の補助を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 1. に移動)

(自動車整備士養成施設の教育のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による教育の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該教育を行う学科指導員を配置すること。
- ② 別会場には、学科指導員又は学科指導員の補助を行う者を配置すること。

(削除)

- ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(イ) 受講以外の行動をしていた

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。

- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(イ) 受講以外の行動をしていた

(ロ) 長時間離席していた場合

- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見ていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間教育から離脱していた場合
- (ホ) その他受講していると認められない場合
- (3) オンデマンド配信方式
オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、学科指導員が実施すること。
 - ② 動画に出演する学科指導員がその選任を解かれた場合には、原則として、当該学科指導員が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該学科指導員が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。
 - ③ 動画については、同一の教育の学科指導員が全編にわたって出演する必要はなく、複数の学科指導員が出演することも可能とするが、複数の学科指導員で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。
 - ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
 - ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、学科指導員と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
 - ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた場合

- (ハ) 画面を見ていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱していた場合
- (ホ) その他受講していると認められない場合
- (3) オンデマンド配信方式
オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。
 - ② 動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。
 - ③ 動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。
 - ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
 - ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
 - ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた場合
 - (ロ) 長時間離席していた場合

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような<u>教育</u>の実施に努めること。	(ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は</u>、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような<u>研修等</u>の実施に努めること。
--	--

令和 8 年 4 月 2 8 日

物流・自動車局審査・リコール課

リコール監理室

令和 7 年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値）

令和 7 年度のリコール届出の総届出件数及び総対象台数の速報値をお知らせいたします。

（ ）内は、対前年度比

	総届出件数	総対象台数
国産車	159 件（ -8 件）	3, 595, 894 台（-3, 328, 821 台）
輸入車	199 件（ +29 件）	418, 538 台（-221, 715 台）
合 計	358 件（ +21 件）	4, 014, 432 台（-3, 550, 536 台）

【参考】対象台数が多かったリコール届出（上位 3 件）（令和 7 年度）

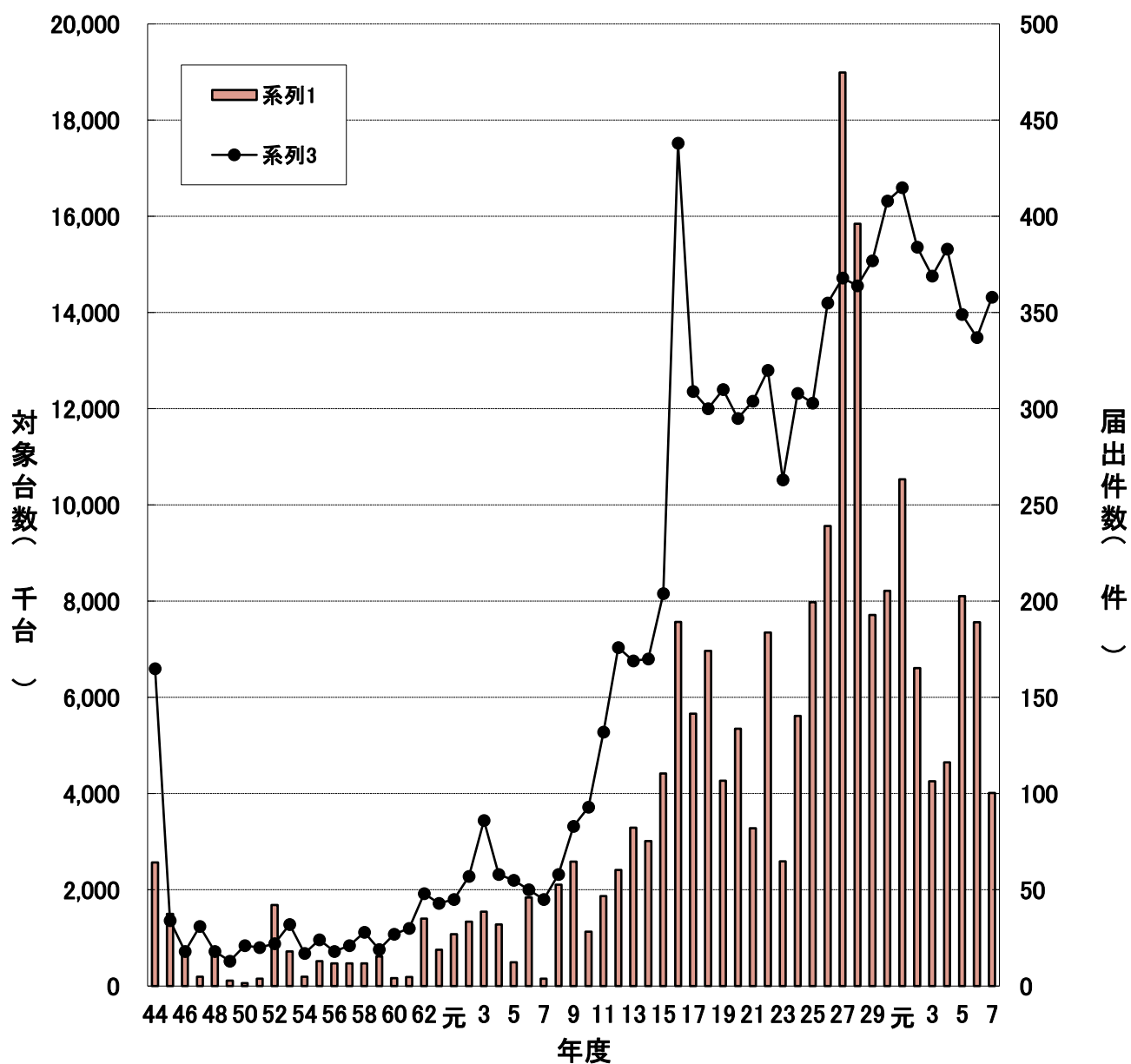
	対象台数	車名	通称名	不具合の内容	届出年月日
1	1,285,002	トヨタ 他	ヴォクシー 他 計 4 2 車種	パノラミックビューモニターにおいて、車両周辺の映像がずれたり、一時的に停止または映らなくなるおそれ	R7.10.30
2	646,376	トヨタ 他	アルファード 他 計 2 1 車種	コンビネーションメータにおいて、速度計や警告灯等が確認できないおそれ	R7.7.16
3	405,963	ダイハツ 他	ムーヴ 他 計 5 車種	ブレーキブースタに穴があき、ブレーキペダルの操作力が増大し、制動距離が長くなるおそれ	R8.3.26

（問い合わせ先）

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課
リコール監理室 太田・藤坂
電話 03-5253-8111（代表）（内線 42353）

自動車のリコール総届出件数及び総対象台数の年度別推移

(昭和44年度から令和7年度までの57年間)

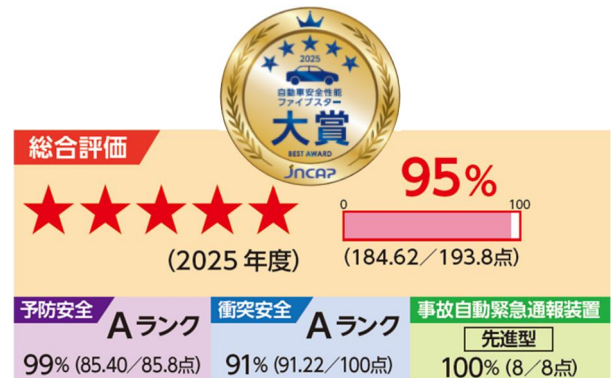


大賞は、スバル「フォレスター」！！ ～自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞発表～

国土交通省とナスバが 2025 年度に行った自動車アセスメント(自動車安全性能 2025)において、
「自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞」にスバル「フォレスター」が輝きました。



★自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞★
スバル「フォレスター」



スバル「フォレスター」は、歩行者や自転車との万が一の衝突時に備えた「サイクリスト対応歩行者保護エアバッグ」の採用により歩行者頭部保護試験等で 2025 年度の最高得点を記録するなど優れた成績を収め、総合評価で 184.62/193.8 点と、2025 年度における最高得点を獲得し、「ファイブスター大賞」を受賞しました。

- 自動車アセスメントとは：
自動車の安全性能を評価・公表し、より安全な自動車の普及を促進する事業。本事業は、ユーザーの皆様の安全な自動車を選択する際の参考としていただくこと、自動車メーカーのより安全な製品の開発を促すことを目的としています。
- ファイブスター賞とは：
予防安全性能と衝突安全性能が最高ランクかつ、事故自動緊急通報装置を搭載している車種に与えられる賞。
- ファイブスター大賞とは：
ファイブスター賞を受賞した車種の中で、最高得点を獲得した車種に与えられる賞。

<補足資料>

- 別紙1：自動車アセスメントの概要
- 別紙2：自動車安全性能 2025 の評価結果
- 別紙3：自動車安全性能 2025 の評価結果の見方
- 別紙4：評価結果一覧
- 別紙5：ファイブスター大賞ロゴデザインの変更

※ 過去の評価結果及びチャイルドシートの評価結果は、ナスバホームページをご参照ください。

ナスバホームページ：<https://www.nasva.go.jp/mamoru/index.html>



【お問い合わせ先】

物流・自動車局 技術・環境政策課 吉成、白藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 42254)、(直通) 03-5253-8591



- 自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって、ユーザーが安全な車選びをしやすいように、そして車を作るメーカーのより安全な車の開発を促進するために自動車アセスメント事業を平成7年度より実施
- 市販されている自動車を対象に、被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術の評価する「予防安全 性能評価」、衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価する「衝突安全性能評価」等を行い、その結果を公表
※自動車アセスメントの一環として、「チャイルドシート」の安全性能比較試験(前面衝突試験、使用性評価試験)も実施

1. 試験車種の選定・購入

販売台数が多い車両を中心に評価試験の対象車種を選定し、市販されている状態の車両を購入

2. 評価試験の実施

衝突被害軽減ブレーキの試験、衝突試験など、様々な安全性能評価試験を実施

< 予防安全性能評価 >



< 衝突安全性能評価 >



3. 結果の公表

結果を車種ごとに点数化して公表。
(結果は、自動車メーカーの広報活動等でも活用)

2024



2023



令和 8 年 6 月 4 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

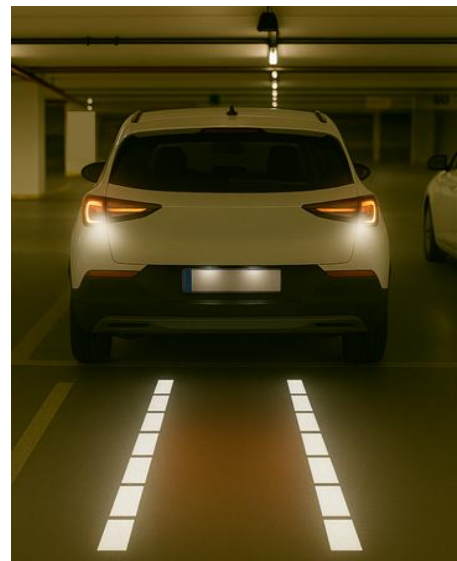
今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）の国際基準の改正に伴い、自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影して後退の意図を周囲に示す「車両後退表示投影装置」に関する要件を、道路運送車両の保安基準等に盛り込みました。

本装置の普及により、車両の後退を歩行者等に分かりやすく伝えることが可能となり、車両と歩行者等の事故の未然防止が期待されます。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）について、自動車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。（保安基準第 40 条の 2 関係）

対象車種：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）



2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 6 月 4 日

施 行：令和 8 年 6 月 4 日（一部、令和 9 年 4 月 1 日）

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、佐野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

車両後退表示投影装置に関する国際基準

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

主な要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減

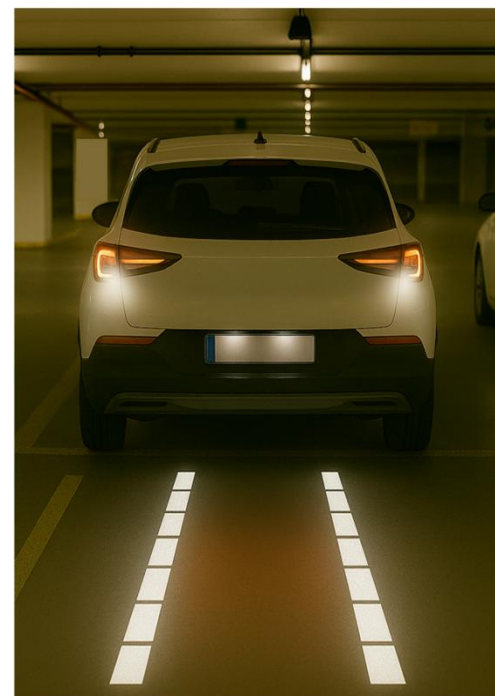


図1 色・形状のイメージ

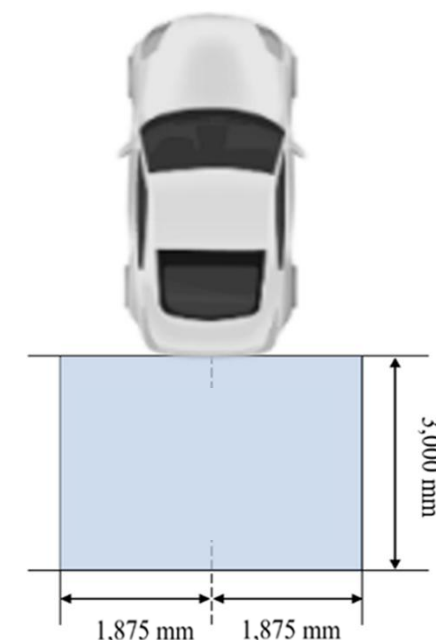


図2 投影可能な範囲

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正（第 1 条関係）

- ① 車両の後退を示す表示を車両後方の路面に投影することにより、後方にいる歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに車両後退表示投影装置の基準を設ける。（保安基準第 40 条の 2 関係）
- ② 低速で走行するときに側方又は後方にある障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとする。（保安基準第 33 条の 3 関係）
- ③ 任意で備えるカメラやモニタ等の視界を確認する装置について、歩行者等の保護に関する要件を設ける。（保安基準第 44 条関係）

(2) 装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。（装置型式指定規則第 2 条関係）
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。（装置型式指定規則第 5 条関

係)

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版

- ③ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。(装置型式指定規則第 3 号様式関係)

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正 (第 4 条関係)

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 8 改訂版を加える。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 5 条関係)

- ① 協定規則第 156 号の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、自動車等の型式の指定を申請する者が、当該自動車等の保安基準適合性を証する書面として協定に基づく認可を受けたことを証する書面を提出する場合における、当該識別番号の管理に要する工数を考慮し、提出書面の確認に要する手数料の額を改定する。
- ② 協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、特定改造許可を受けようとする者が、当該者の能力に係る基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。
- ③ 協定規則第 73 号の採択及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い、「側面保護装置」及び「車両後退表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ④ 協定規則第 46 号、協定規則第 134 号及び協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

(5) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正 (第 6 条関係)

協定規則第 156 号の改訂に伴い、申請者が改正前後のいずれの基準に基づくプログラムの適切な管理及び確実な改変に係る能力を有するかを明確にするため、能力基準適合証明書の様式について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布・施行：令和 8 年 6 月 4 日 (木) (WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版	補助的なカメラを設けた場合の要件追加 等
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版	水素を貯蔵する圧力容器に、追加的に延長配管を設けた場合、その配管も認可対象に包含
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版	プログラム等の識別番号の使用義務化

（イ） 協定規則第 73 号の採択に伴い、巻込防止装置として側面保護装置を備える場合は協定規則第 73 号の要件を適用することとする。

（2）道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第 2 条関係）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

(3) 装置型式指定規則第5条第1項及び共通構造部型式指定規則第5条の2の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第3条関係）

装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第2条及び第5条の改正に伴い、側面保護装置及び車両後退表示投影装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改める。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第4条関係）

道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）の改正に伴い、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）第2条の号番号を改める。

(5) 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正（第5条関係）

協定規則第156号の改訂に伴い、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）にて引用する協定規則の番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年6月4日（木）（WP.29 第197回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日。ただし、内圧容器及びその附属装置に係る部分は、令和9年4月1日（木）。

令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

別添

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> <u>改正 令和8年6月25日</u> 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）

2. 年次検査

(1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。

(2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合 又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。

(3) ～ (6) (略)

別添 (略)

2. 年次検査

(1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。

(2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。

(3) ～ (6) (略)

別添 (略)



令和 8 年 6 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意

～安全な自動運転車の開発が加速～

- 令和 8 年 6 月 23 日から 26 日に、スイス・ジュネーブにおいて、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29*）が開催され、レベル 4 を含む自動運転システムに関する国際基準が合意されました。
- WP.29 傘下の専門家会議において、日本が共同議長として議論をリードし、世界で初めて策定された基準であり、これにより、我が国の自動車メーカーが安全な自動運転車を効率的に開発できるようになることが期待されます。

* WP.29 は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画

1. 今回合意された国際基準の概要

- （1）対象車両： レベル 3，4 を含む自動運転システムを備えた自動車
- （2）具体的な要件
 - ① 車両の安全性： 交通ルールの遵守や衝突回避、不具合発生時の安全な停止等
 - ② 製造事業者の組織体制： 安全を確保するための組織体制、社内プロセス等
 - ③ モニタリング・不具合の改善： 自動運転車のモニタリングを通じた不具合の特定・改善等
- （3）発効時期： 令和 9 年 1 月頃

2. 国際基準の策定経緯

令和 2 年、高速道路等でのレベル 3 の国際基準が合意されましたが、一般道を含むより多くの道路環境や、レベル 4 などのより高度な自動運転車の国際基準は策定されていませんでした。このため、日本が米国、欧州等とともに WP.29 傘下の専門家会議の共同議長を務めて議論を主導し、今般、新たな国際基準として合意されました。

【参考資料】

（別添 1）自動運転システムの国際基準概要

（別添 2）WP.29 の概要



WP.29 における議論の様子

※副議長を務める猶野車両基準・国際課長

【問い合わせ先】

物流・自動車局 車両基準・国際課 島野、山中

代表：03-5253-8111（内線：42523、42524）、直通：03-5253-8604

レベル3、4自動運転に関する国際基準

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車両の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

製造事業者	製造前の安全確保		市場投入後の安全確保
	①車両の安全性	②組織体制	③モニタリング・不具合の改善
	 ➢ 交通状況に応じた挙動 ● 交通ルールの順守、衝突回避 ● 不具合発生時等の安全な停止 ➢ 乗員への情報提供、誤操作防止 ➢ 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保	 ➢ 安全管理システム（SMS） 自動運転車の安全を確保するための組織体制やプロセスを明確化 ➢ セーフティケース 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理 ➢ シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備	 ➢ 市場投入後の自動運転車の作動状態をモニタリング ➢ 安全リスクを早期に特定・改善 ➢ 事案（事故、不具合等）に応じて適時に関係国当局へ報告
当局	安全性の審査		報告内容の分析・評価

-66-

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

傘下に六つの専門分科会を有し技術的、専門的検討を行う

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

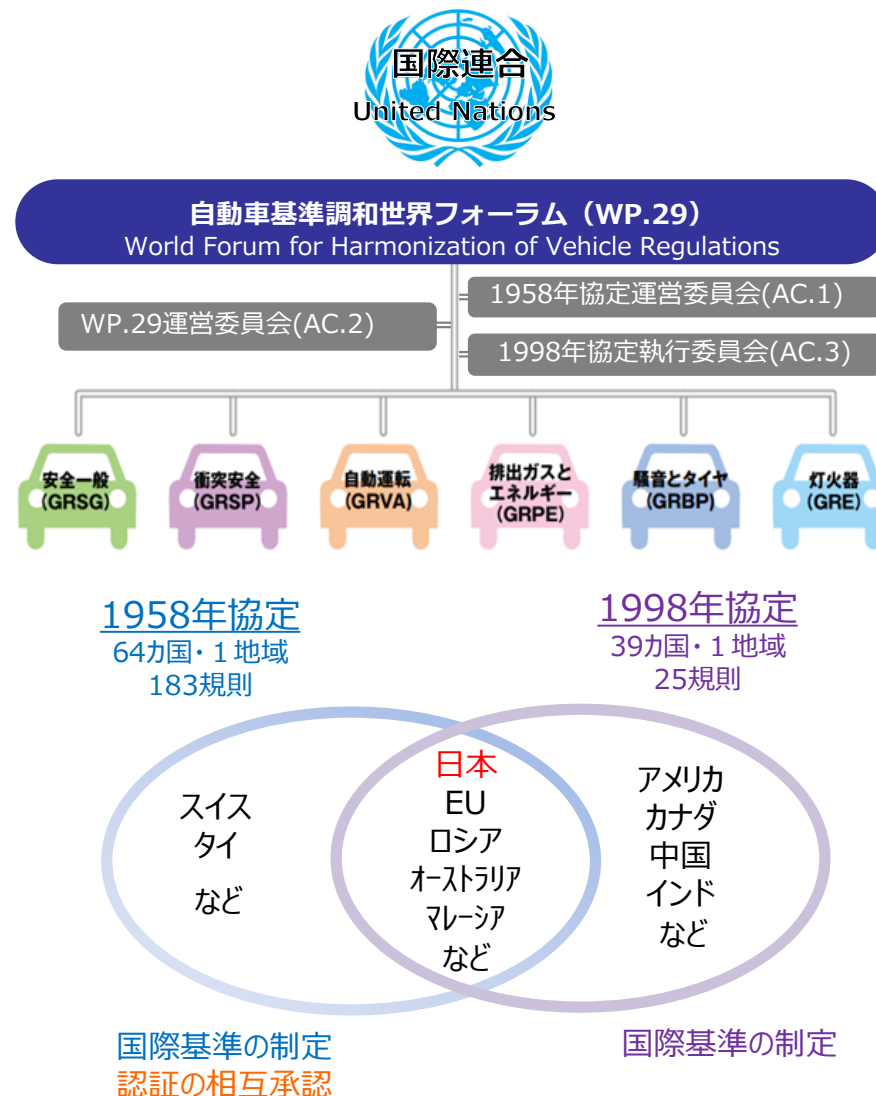
欧州各国、1地域（EU）に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等（日本は1977年から継続的に参加）及び非政府機関(*)

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行う

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定（略称）」
（1958年協定）
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定（略称）」
（1998年協定）

(*) 国際自動車工業会（OICA）、国際二輪自動車工業会（IMMA）、国際標準化機構（ISO）、欧州自動車部品工業会（CLEPA）、自動車技術会（SAE）等



便利です

指定整備事業者の皆様

業務効率化しませんか？

記録事務代行

はじめての方

記録等事務代行 制度とは？

自動車検査証の更新手続きにおける書き換え
業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者
が行える仕組みです。



※
ご自身で
窓
口へ行か
ず
に
車
検
証
更
新
手
続
が
で
き
ま
す
。

車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の

3つのメリット

窓口への訪問が不要。

24時間いつでも自動車検査証の書き換えが可能になります。

01

窓口への
出頭が不要



02

24時間
書き換え可能



03

専用アプリで
簡単作業



委託件数
増加中！！

専用ポータルから簡単申請

電子申請で完結（手数料無料）

申請はこちらから →

記録事務代行ポータル



<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>



簡単・便利！！ 記録事務代行は難しくありません！！

何を準備すればいいの？ 専用の機器が必要？ 



💡 必要なもの

□ パソコン □ ICタグリーダーライター □ プリンター

□ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード or GビズID）

記録事務代行ポータル



※ 必要な環境を満足すれば、既にお持ちの機器を使用できます。 詳細はこちら ↑↑↑

利用料金は発生するの？ 

記録事務代行アプリの利用に利用料金は発生しません。

ただし、インターネット回線の通信料やプリンターのインク代等は利用者様のご負担になります。

運輸支局が閉まっている時間であっても、OSS申請から車検証更新まで完了できるの？ 



運輸支局の業務時間内に、OSS申請の処理が完了したものに限り、ご自身にて更新作業を行うことができます。

印刷する検査標章の台紙はどうするの？ 



記録事務代行アプリにて電子的に配布申請を行い、運輸支局の承認後、運輸支局にて受領していただきます。その際に、申請承認時のメールを印刷してご持参ください。

記録等事務代行に関するお問い合わせはこちら

自動車保有関係手続のワンストップサービスヘルプデスク

050-5540-2000

受付時間/8:30~17:00（12:00~13:00を除く）※年末年始を除く平日

記録等事務委託制度の関係法令（省令・通達）はこちら

国土交通省HP「記録等事務委託制度について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html



自動車の登録・検査の法定手数料変更について (令和8年4月1日)

近年の人件費・物価の上昇に伴う施設・設備・機器の老朽化更新費及び自動車検査登録情報処理システムの維持費の増加等に対応するため、本年4月1日(水)より、自動車の登録・検査の法定手数料を改定します

※ OSS申請と窓口申請で改定額が異なりますのでご注意ください

1. 登録手数料

(円)

OSS申請		現行	令和8年4月以降
新車新規登録		500	700
中古車新規登録		700	750
変更登録		350	450
一時抹消登録		350	450
移転登録		500	600
輸出抹消仮登録		350	500

窓口申請			現行	令和 8 年 4 月以降
新車新規登録	完成検査終了証あり		900	1,300
	完成検査終了証なし		700	1,300
中古車新規登録			700	1,300
変更登録			350	500
一時抹消登録			350	500
移転登録			500	700
輸出抹消仮登録			350	500
輸出抹消仮登録証明書の返納（登録識別情報等通知書の交付）			350	500
輸出予定届出証明書			350	500
登録事項等証明書	現在証明		300	400
	詳細証明 （現在・保存）	1 件あたり	1,000	1,200
		2 枚を超える場合、1 枚ごと	300	400
		一括証明	400	500

その他の手続きを含む改定後の手数料一覧はこちら →



2. 検査手数料

(円)

OSS申請			現行			令和8年4月以降		
			国/軽検協	機構	計	国/軽検協	機構	計
新規検査	完成検査 終了証	普通・小型（二輪以外）	1,300	400	1,700	1,700	400	2,100
		軽	1,300	400	1,700	1,700	400	2,100
		小型二輪	1,400	0	1,400	1,800	0	1,800
	保安基準 適合証	普通・小型（二輪以外）	1,300	400	1,700	1,600	400	2,000
		軽	1,300	400	1,700	1,600	400	2,000
		小型二輪	1,300	0	1,300	1,600	0	1,600
継続検査	保安基準 適合証	普通・小型（二輪以外）	1,200	400	1,600	1,450	400	1,850
		軽	1,200	400	1,600	1,450	400	1,850
		大型特殊	1,200	0	1,200	1,450	0	1,450
		小型二輪	1,200	0	1,200	1,500	0	1,500

窓口申請			現行			令和8年4月以降		
			国/軽検協	機構	計	国/軽検協	機構	計
新規検査	完成検査 終了証	普通・小型（二輪以外）	1,500	400	1,900	2,000	400	2,400
		軽	1,500	400	1,900	2,000	400	2,400
		大型特殊	1,500	0	1,500	2,000	0	2,000
		小型二輪	1,400	0	1,400	1,800	0	1,800
	保安基準 適合証	普通・小型（二輪以外）	1,300	400	1,700	1,600	400	2,000
		軽	1,300	400	1,700	1,600	400	2,000
		大型特殊・小型二輪	1,300	0	1,300	1,600	0	1,600
	持込検査	普通自動車	500	2,100	2,600	600	2,300	2,900
		小型自動車（二輪以外）	500	2,000	2,500	600	2,200	2,800
		軽	1,900	400	2,300	2,400	400	2,800
		大型特殊	500	1,700	2,200	600	1,900	2,500
		小型二輪	500	1,600	2,100	600	1,800	2,400
継続検査	保安基準 適合証	普通・小型（二輪以外）	1,400	400	1,800	1,700	400	2,100
		軽	1,400	400	1,800	1,700	400	2,100
		大型特殊	1,400	0	1,400	1,700	0	1,700
		小型二輪	1,200	0	1,200	1,500	0	1,500
	持込検査	普通	500	1,800	2,300	600	2,000	2,600
		小型（二輪以外）	500	1,700	2,200	600	1,900	2,500
		軽	1,800	400	2,200	2,100	400	2,500
		大型特殊	500	1,400	1,900	600	1,600	2,200
		小型二輪	500	1,300	1,800	600	1,500	2,100
	検査証返納証明書交付		350	0	350	450	0	450
	検査証再交付		350	0	350	450	0	450
	検査標章再交付		300	0	300	400	0	400

その他の手続きを含む改定後の手数料一覧はこちら →



※代表取締役、代表者、事業場管理責任者、その他管理者の方々へ必ずお伝えください

令和10年1月から「紙」の保安基準適合証 の取扱いは、原則“廃止”となります

運輸支局窓口のDX化のため、令和10年1月から「紙」の保安基準適合証（保適証）の取扱いは原則
廃止され、「電子」の保安基準適合証のみの運用となります。※軽自動車検査協会の取扱いも同様です。

■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、**在庫を多く保有している事業者は計画的な使用**をお願いします。

■電子保安基準適合証を利用登録していない方へ

- 「電子」の保適証を利用するには、**利用登録手続き**が必要です。
- 電子保適証の利用登録後、**OSS（ワンストップサービス）の利用申請**をすることで、OSSによる継続検査が利用可能となります。
- **記録等事務代行制度**を利用することで、**支局（軽検協）に来訪することなく**、自社にて自動車検査証の有効期間更新作業を行うことが可能となります。

■各種利用登録・相談窓口

- 電子保適証・OSSの利用 ➡ 整備振興会又は自販連 等
- 記録等事務代行制度の利用 ➡ 最寄りの運輸支局-72-
(軽自動車検査協会)

電子保安基準適合証のメリット

- これまで原則手書きで行っていた、保安基準適合証（保適証）等の作成に要する時間が短縮。
- 紙の保適証よりも早く交付が可能。
- 保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

- ・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。
- ・小さい工場の場合、職員は兼務で様々な業務を行っており、時間の節約は大きく、小さい工場ほど導入効果があると思う。
- ・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

電子保適・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

記録等事務代行制度はこちら



「記録事務代行ポータル」

自動車整備事業者の皆様へ

エンジンオイル等の油脂類
シンナー、塗料等の溶剤
高品位尿素水（AdBlue®等）
を購入予定の皆様へのお願い

エンジンオイル、シンナー、塗料、高品位尿素水等については、
日本全体で昨年とほぼ同量の供給を確保できていますので、
下記についてご協力をお願いします。

① 一時的な需要ひっ迫防止のため、
通常量の購入にご協力をお願いします。

② 調達についてお困りの場合は、
二次元コードの四国運輸局（相談窓口）まで、
情報提供をお願いします。

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課
skt-jidousya@ki.mlit.go.jp



－ 審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行**します。

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。**

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します

～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車※¹のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けしないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム

※ 裏面もご確認ください。

ヘッドライトの 効果的な整備や修理について

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流であり、使用期間の経過等に伴う劣化や摩耗を避けることができません。使用状況、使用地域、管理状況などに大きく影響を受けることから、効果的な整備手法や修理手法の一例として、次のものが挙げられます。^{※2}

- レンズ面の清掃・磨き・交換
- バルブの交換
- ヘッドライトユニットの交換、中古部品の活用
- ヘッドライトユニットを分解して修理するリペア業者を活用
- 汎用部品を使用してヘッドライトを増設

また、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な調整もお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※2：記載している整備手法や修理手法は一例であり、これらを実施したからといって必ずしも基準に適合するものではありません。

これらは適切な整備や修理が必要です！

整備や修理には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換



国土交通省
四国運輸局



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
四国検査部



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
香川主管事務所

自動車技術総合機構からのお知らせ

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

○独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程
（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i000000047i.pdf>

○年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1772089893847.pdf>

○自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr3_000051.html

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課（TEL:081-6363-3441）



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

〔 カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 〕
〔 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

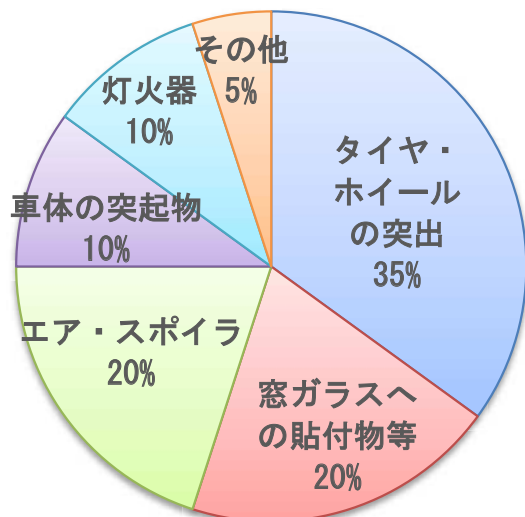
◇ カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が 確認された車両数
合計	1,750 台	24 台、延べ 40 箇所

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



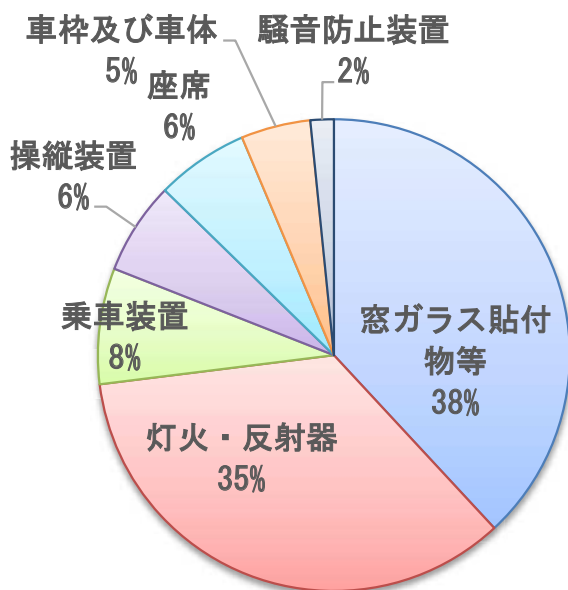
◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件(前年度66件)確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉
 〒160-0003
 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
 電話：03-5363-3441(代表)
 FAX：03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供(譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。)しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)。
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

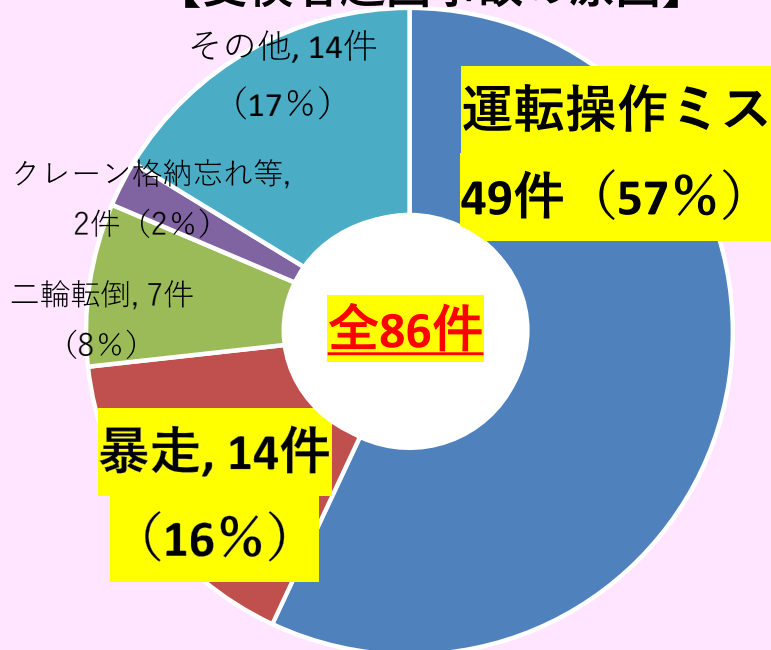
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「**運転操作ミス**」や「**暴走**」など、**受検者の方に起因する事故が86件発生**しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「**運転操作ミス**」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に車両がコース中央にあるか確認し、慎重に運転してください。

また、「**暴走**」による事故の被害は**甚大※**になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくこととなります。
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

<運転者の操作ミスによる事故事例>

検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

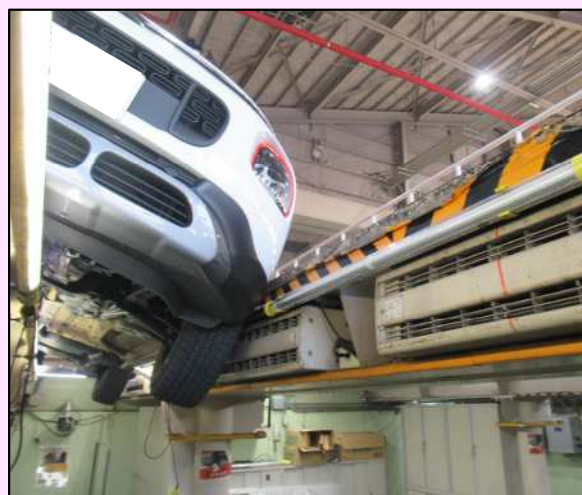
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にも関わらず前進し、ヘッドライトテストへ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト修理費用



<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

重大人身事故発生!!



①荷台寸法測定のため
荷台後面扉のロックを解除
して開けていったところ、
扉の重量が作業者に急激に
かかっていった。

扉の重量は、
大人4人で
ようやく
持ち上がる程度

②作業者は、後面扉の重さ
を支え切れず、地面との
間に挟まれ重傷を負った。



【原因】
開閉補助のためのバネが取り
付けられていなかった。

▶ 荷崩れにも
ご注意ください。



重量のある上下開き式の扉については、**事前に安全な開閉を確認**
してから受検されるようお願いいたします！

荷箱内に**荷物、仕切り板がないかの事前確認**もお願いいたします！

検査場内での事故防止にご協力をお願いします！

令和7年度上半期 事故原因ランキング

第1位 運転操作ミス 18件



- ▲ 一旦停止後、前方を見ずに前進しヘッドライトテストに衝突



- ▲ 左側に寄り過ぎた状態で進入しテスト侵入防止柵に衝突

第2位 暴走(ギア位置誤り・ペダル踏み間違い等) 9件



- ▲ ヘッドライト検査時にギアが「D」に入っていたため暴走しテストに衝突



- ▲ ギア「R」でペダルを踏み間違い、約10m暴走し後続車に衝突



第3位 二輪転倒 3件

テストの表示どおりに操作をお願いします！



- ◀ 前ブレーキ検査時に後ブレーキを同時に掛けなかったためバランスを崩し転倒

- キックでのエンジン始動時 ▶ バランスを崩し転倒



慌てず確実な作業をお願いします！

衝突事故多発！

Dレンジのまま降車



降車時は



を徹底しましょう！

ペダル踏み間違い



検査場内では、**慌てず・ゆっくり・慎重に操作**
しましょう！

Hテスト衝突事故 にご注意ください！



測定時は**必ず**



測定中の空ぶかし原則禁止

ヘッドライトテストの修理代**1000万円超**を
ご負担いただくケースもあります！

検査場内で適用される**保険への加入も**

ご確認ください！

ご注意
ください

保険金額は不足していませんか？

使用者加入の自動車保険は適用されますか？

独立行政法人自動車技術総合機構

ギア位置誤りに注意



暴走事故が多発しています！



シートベルト差しっぱなしでの
降車もやめましょう！
安全機能（降車時の自動パー
キングやエンジン自動停止）が
作動しなくなる場合があります。

1. 協会の業務等

(1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	T E L
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲 1 2 5 8 番地 1 8 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1 番地 3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町 1 8 1 4 番地の 2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜 3 1 0 6 番地 2	050-3816-3125

(3) 業務受付時間

窓口 午前 8 時 4 5 分から 1 1 時 4 5 分まで、午後 1 時から 4 時まで

検査 午前 9 時から 1 2 時まで、午後 1 時から 4 時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

(4) ユーザー車検予約システム (平成 27 年 1 月 30 日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第 3 世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

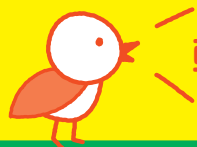
香川主管事務所 050-3146-2582

徳島事務所 050-3146-2583

愛媛事務所 050-3146-2584

高知事務所 050-3146-2585

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が必要です。

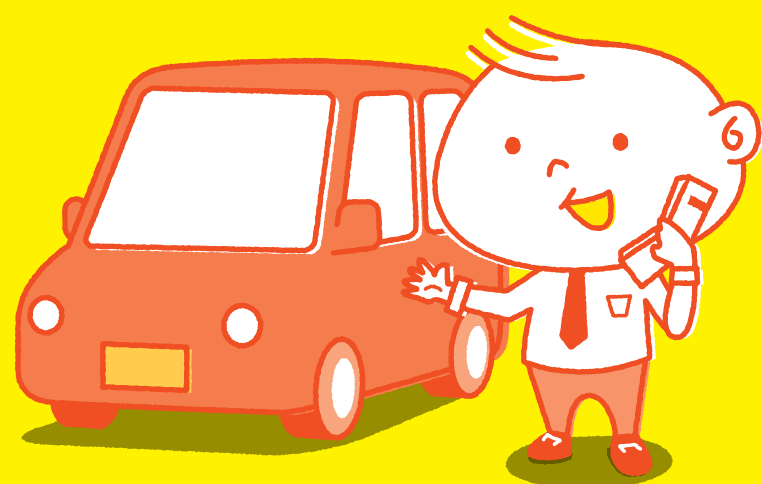


軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日(水)より

軽自動車検査協会の 各事務所の電話番号が 変わります。

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。



香川主管事務所管内 コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30~17:00 休業日 土・日・祝日・12/29~1/3

香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122

徳島事務所 ☎ 050-3816-3123

愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124

高知事務所 ☎ 050-3816-3125



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

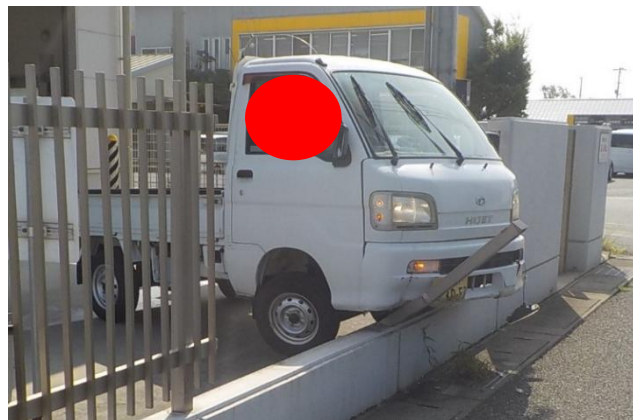
構内事故について

運転ミスに注意を！



BSHテストの停止位置に合わせようとした際にペダルを踏み間違い、リフトに衝突。

ペダル操作に注意！！



リフトへ進入する際にペダルを踏み間違い、フェンスに衝突。



検査コースへ向かう際に駐車場から後退している車両に気づかず衝突。

焦らず、落ち着いて
確実な操作を！！

受検者の不注意及び車両操作ミスが起因となる事故が多発しております。

(令和6年度 **37**件 令和7年度 **37**件)

構内での移動やコース内での車両の操作は、確実に操作していただきますようお願いいたします。

構内事故が多発しています！！

BSHテストに乗り込む際の注意事項



停止位置に確実にタイヤがあることを確認！

検査開始時に車両が飛び出すことがあります！！

中間リフトが下がったことを確認！



確認後にタイヤを回すようお願いします！！

お 願 い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるようにお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お 願 い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、**エンジンを停止**して下さい。

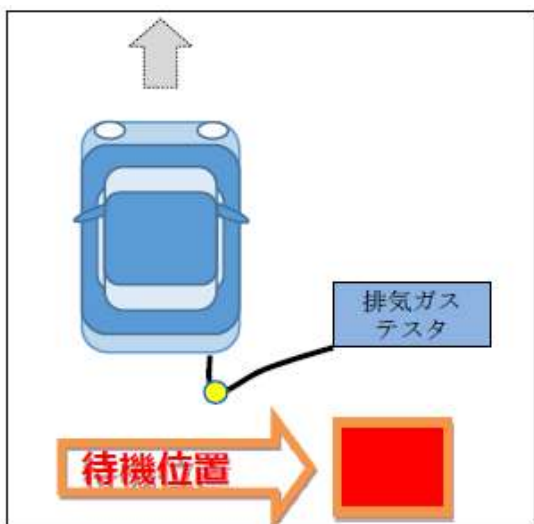
また、リフトが完全に下降するま
では、**エンジンをかけないで下さい。**



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管(マフラー)に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置(車の横など)で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



(例)

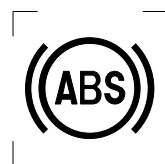


(例)



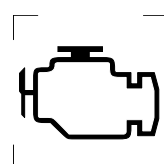
(例)

④ABS



(例)

⑤原動機



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例



1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす事が必要になります

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

乗 用

適用年月日

	平成12年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
	平成14年9月1日～	平成22年9月1日～
継続生産車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)

貨 物

	平成14年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
	平成15年9月1日～	平成22年9月1日～
継続生産車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)



お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

**積載物は
降ろして
受検して
下さい。**



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

受検者の皆様へ

「受検者の秩序維持のための遵守事項」

- (1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
 - ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
 - ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
 - ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
 - ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
 - ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
 - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
 - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
 - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
 - ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
 - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
 - ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
 - ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
 - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑲ その他、検査担当者等が行う公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- また、敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の画像、動画若しくは音声又は公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- (3) 受検者は、検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビン
を上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し
た空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場
合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の検査を除く。）
- (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた
状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させること
ができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納
させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査
用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指
示に従うこと。
 - ③ 受検中は軽自動車検査票を保持し、検査担当者等の求めに応じて提示すること。
 - ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、
指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
 - ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリ
ッド自動車、アイドルリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドルリ
ング状態の維持を含む。）を行うこと。
 - ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上
昇を行わないこと。
 - ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
 - ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
 - ⑨ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む。）又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り
入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
 - ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当
者から総合判定の通知を受けること。

また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口

に提出すること。

- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

「不適切な補修の禁止等」

- (1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程 7-41(8-41)に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたものの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたものの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1) (2) の表示を除く。）

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映

- 型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。



検査の質の向上

- 事務所間の再検率のバラツキに異常がないか観察する。
- 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。
- 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。



二次架装などの不正改造の防止

- 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。
- E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。



整備事業者へ車両の画像を提供

- 国交省はH30年度に指定整備事業者に仕様変更した車両の画像データを提供する予定。



リコール発見に繋がる不具合の抽出

- 型式・装置毎の不具合を分析する。



検査業務電子情報処理システム

(外部システム)

検査結果情報
画像情報

高度化システム
センターサーバ

分析機能

事務所サーバ

車両情報照会

ナンバー認識
カメラ



品川 500
け 55-55

入口端末

車台番号等の同一性
確認及び車両情報と
の紐付け
ブレーキ湿潤設定、車
種選択等

車両情報及び分析結果
等を送信

検査機器に対して基準値
等を送信、設定

検査結果情報(可否
内容)等を送受信

車両画像撮影

総合判定端末及び諸元入
力・撮影用端末の入力

安全・環境対策

ユーザーの点検・整備意識の
向上

- 受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所で試行中)。

不合格

不正受検の防止

- 電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。

利便性向上

利用者利便の向上

- 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。
- 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。



職員支援

検査職員を支援

- 検査票をペーパーレス化する。
- タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。
- 業務量集計業務の簡素化。
- ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。
- 検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。



お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和48年9月26日

協会規程第16号

最終改正 令和7年3月24日協会規程第7号

2-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり

② 審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であって審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

- (3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

- (4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

- (5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号

が同一であることを確認して下さい。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※ 手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会ＨＰよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きでお困りの際は、
軽自動車検査協会
手続きナビ
よくあるご質問（FAQ）
で**解決**できます。

手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> 手続きナビはこちら



お知らせ

三一路

▶ 2018.04.27

【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます

▶ 2018.02.26

【情報】手続きナビ | よくあるご質問（FAQ）を開設しました

▶ 2018.02.26

【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

ご協力をお願いします

次回重量税額メール通知サービスについて

お電話による自動車重量税額のお問い合わせが大変多くなっております。

当協会ＨＰからもお問い合わせできますので、ぜひご利用ください。

[協会トップページ](#) > [Ｑ＆Ａ](#) > [申請案内サイト](#) > [お知らせ](#) > **【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました**

コールセンターの混雑緩和にご協力をお願いします。

手続きナビ | よくあるご質問（FAQ） | 軽自動車検査協会 > お知らせ > 【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

お知らせ

【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

2019.01.28

このたび、1月28日（月）より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。
以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

・[次回自動車重量税額メール通知サービス](#)

※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。

なお、以下についてはサービス対象外となります。

- ・登録車及び二輪車
- ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車（新車）
- ・検査予定日が過去日の場合

※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を目処に送付いたします。

お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）の場合は翌営業日となります。

また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問（FAQ）については、以下のページをご確認ください。

2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・
自動車重量税の
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

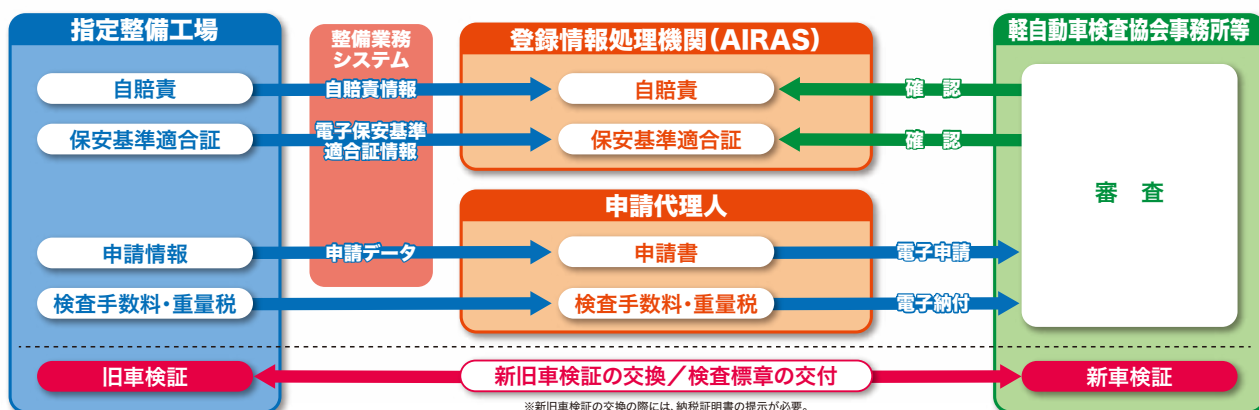
保安基準
適合証情報

自賠責情報



軽自動車保有関係手続の

ワンストップサービス



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先 軽自動車OSS専用ダイヤル 電話:050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト: <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp>



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1. 申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

2. 保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**
（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

3. 検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

4. 事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の車検は、



軽

JNKS

で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、

継続検査窓口での

納税証明書の提示が

原則 不要 になります! ※詳細は裏面をご覧ください。



納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請 (OSS / OCR)



申請者

提示
不要!



納税証明書



申請書
自賠責保険等

申請書類



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村

紛失しても...

納税証明書の再交付申請

不要!



ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合



電子車検証 IC タグ情報 事前確認のお願いについて

各種申請及び届出におきまして、IC タグが破損して情報が読み取れない場合、車検証再交付が必要となります。

※他管轄車両の場合は、最寄りの事務所で車検証再交付ができませんのでご了承ください。

つきましては、事前に IC タグの有効性をご確認いただきますようお願いいたします。
確認の際は、車検証閲覧アプリをご活用ください。

車検証閲覧アプリについてはこちら↓

URL : <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/application/>

不明な点等ございましたら、軽自動車検査協会窓口職員にお尋ねください。

従来の車検証（A4サイズ）に対して、電子車検証はA6サイズにICタグを貼付した大きさになります。

車 種 番 号		交 付 期 月 日	初年度検査年月	自動車の種類	用途	作業用・乗用の区分	席 座 の 形 状			
練馬 580 あ 4249		令和 5年 6月 29日	令和 5年 5月	軽自動車	乗用	自家用	箱型			
所 在 地 番 号		国庫登録	最大積載量	車両重量	全 長	全 幅	全 高	軸 距	前 輪 径	後 輪 径
ABC-1234567			4人	—	880mm	1100mm	339mm	147mm	169mm	
車 名		型 式	原動機の種類	燃料の種類	排気量の公称値(cc)	自 転 車	登 降 数	道路区分別番号		
ケイケン		DBA-ABC	DEF	ガソリン	0.65L	440cc	440cc	12345	6789	
使用 者	氏名又は名称		軽験 太郎							
	住 所		東京都新宿区西町3丁目2-11							

自動車検査証		交付年月日		初年度検査年月		自動車の種類		用途		作業用・乗用の区分		席 座 の 形 状	
練馬 580 あ 4249		令和 5年 6月 29日		令和 5年 5月		軽自動車		乗用		自家用		箱型	
所 在 地 番 号		国庫登録		最大積載量		車両重量		全 長		全 幅		全 高	
ABC-1234567				4人		—		880mm		1100mm		339mm	
車 名		型 式		原動機の種類		燃料の種類		排気量の公称値(cc)		自 転 車		登 降 数	
ケイケン		DBA-ABC		DEF		ガソリン		0.65L		440cc		440cc	
使用 者	氏名又は名称		軽験 太郎										
	住 所		東京都新宿区西町3丁目2-11										

自動車検査証		交付年月日		初年度検査年月		自動車の種類		用途		作業用・乗用の区分		席 座 の 形 状	
練馬 580 あ 4249		令和 5年 6月 29日		令和 5年 5月		軽自動車		乗用		自家用		箱型	
所 在 地 番 号		国庫登録		最大積載量		車両重量		全 長		全 幅		全 高	
ABC-1234567				4人		—		880mm		1100mm		339mm	
車 名		型 式		原動機の種類		燃料の種類		排気量の公称値(cc)		自 転 車		登 降 数	
ケイケン		DBA-ABC		DEF		ガソリン		0.65L		440cc		440cc	
使用 者	氏名又は名称		軽験 太郎										
	住 所		東京都新宿区西町3丁目2-11										

走行距離計表示値の確実な確認のお願い

指定自動車整備事業者の皆様へ

今般、保安基準適合証が交付された自動車について、ユーザー様からのご指摘で自動車検査証の**走行距離計表示値を訂正する事案が多発**しております。

つきましては、走行距離計の表示値を確実に確認していただきますようお願いいたします。

保安基準適合証への記載（入力）も確実にお願いいたします。

なお、令和6年1月4日以降、電子車検証を発行した自動車は走行距離が券面に記載されておられません。

お手数ですが、ICタグの情報を確認していただき、走行距離について不明な点等ございましたら最寄りの軽自動車検査協会窓口までお尋ねください。

当協会の業務には引続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



受検者の皆様へ

受検時の遵守事項をお守りください！

撮影した情報をソーシャルメディア（YouTube等）に配信又は投稿することを固く禁じます。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会からのお知らせ

後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について

後退時車両直後確認装置（※①）が型式指定自動車から変更がある場合（装置そのものに変更がある、装置の取付位置が変更になるもしくは視界に影響がある変更を伴う架装など）は、基準に適合することを書面または現車で確認する必要があります（※②）。

※① 直接視界・関節視界装置・ミラー・カメラ及びミラーで構成される装置もしくは、検知装置（ソナー）

※② 1節車においては書面審査のみ



●適用時期

新型車：令和4年5月1日

継続生産車：令和6年11月1日

指定自動車等以外：令和6年11月1日

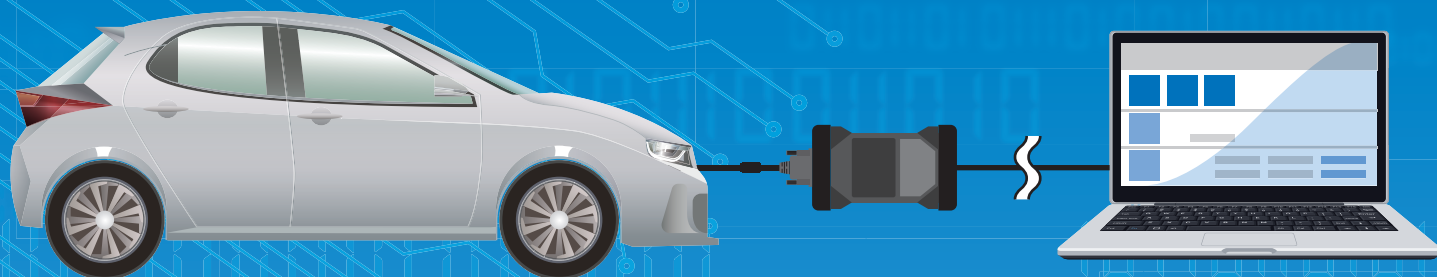
当該基準について、ご質問がございましたら、個別具体的な情報をご用意いただき軽自動車検査協会事務所職員までお声掛けください。



車検時の新たな検査項目として 「OBD 検査」が追加されました。



OBD 検査
ポータルサイト



『OBD 検査』とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。



OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、
「OBD 検査対象」と記載があります。

自動車検査証		令和 6 年 12 月 1 日	東京運輸支局長	411230000001
品川 399 さ 1234	令和 4 年 12 月 普通	乗用 自家用	58765	0001
コクドコウツツ	箱型	軽自動車	軽自動車	軽自動車
SHADA1-001	ガソリン	軽自動車	軽自動車	軽自動車
ZXX-ABC99	ABD-3E	750	600	600
国土交通	1350	1825	448	173
みほん				

令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降の
ニューモデルからが対象、それ以外は対象外

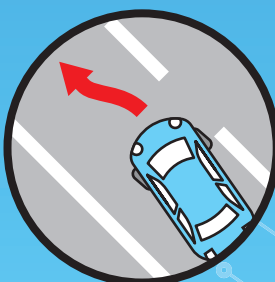
記載があっても以下の場合には検査不要です

- 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前
（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日
から起算して 10 ヶ月を経過していない。

どんな装置を検査するの？



制動装置
(ABS、ESC、EVSC、
BAS、AEBS)



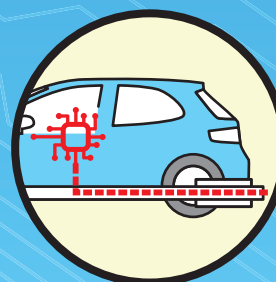
かじ取装置
(高度運転者支援ステ
アリングシステム)



自動運行装置



車両接近通報装置
(AVAS)



排出ガス発散防止装置

OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

令和6年10月から、OBD検査対象車については、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）を実施します。

つきましては、OBD検査の円滑な実施のため、以下お願い事項につきまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

車検証

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

電子車検証

備考
OBD検査対象

券面上の記載内容

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

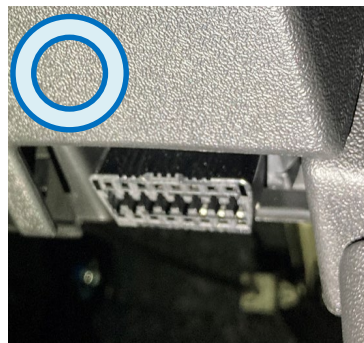
2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

運転席下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いいたします。



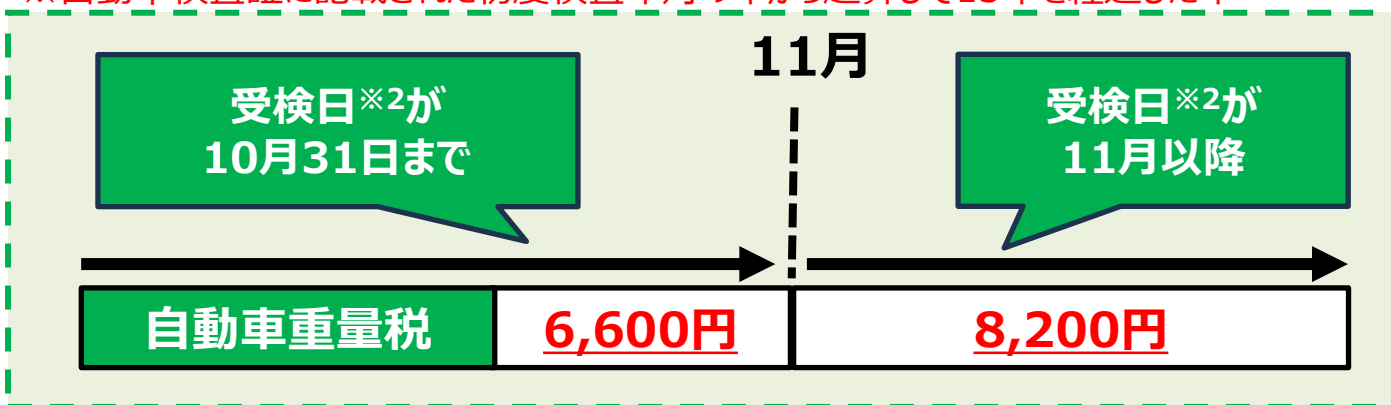
※差し込み口は運転席の右下または左下などにあります。



租税特別措置法施行令改正※¹に伴い
13年経過又は18年経過の軽自動車
にかかる自動車重量税の重課適用月が
12月から**11月に変更**されます

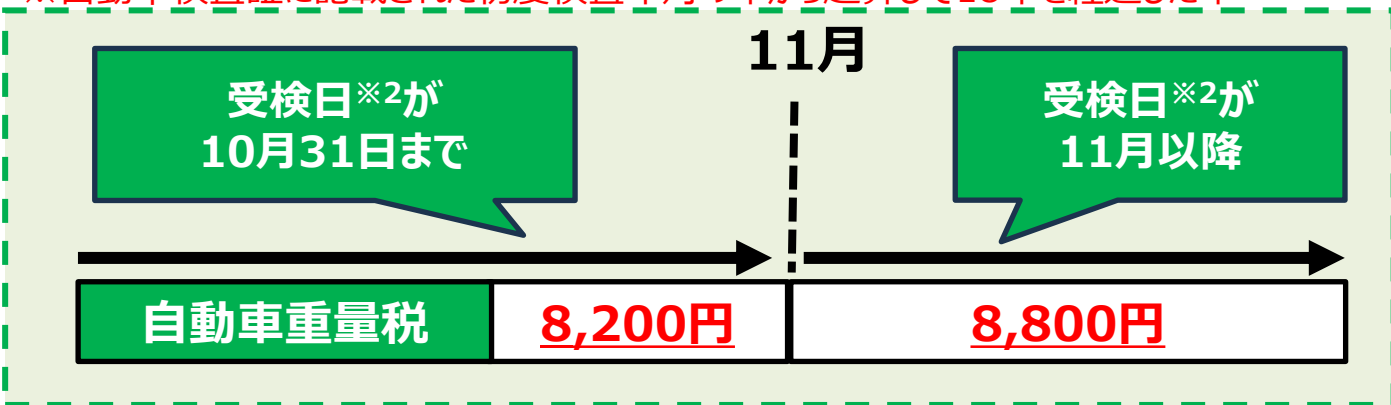
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。
<https://www.kei-nextmvt.jp/>



自動車通関証明書の電子化に伴うお願い

- 税関と国土交通省は、令和7年10月12日以降に発給された通関証明書について、電子的にデータ連携を行います。
 - 軽自動車検査協会については、国土交通省との連携により情報が提供され、並行輸入自動車書面審査において当該電子データを活用して確認を行います。
 - 並行輸入自動車届出書を提出する際に、帳票を持参いただくと、電子データの確認作業が円滑になりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ※並行輸入自動車届出書に通関証明書発給番号を記載いただければ申請受付は可能です。

軽自動車以外の登録手続きに関するご質問等については、運輸支局等へお問い合わせください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>



通関関係書類の電子手続きに関するご質問等については、税関へお問い合わせください。

[https:// www.customs.go.jp/](https://www.customs.go.jp/)



申請手数料のご案内

令和8年4月1日現在

申請の種類	申請手数料
●新規検査 (新たに自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
完成検査終了証の提出がある自動車（OSS申請）	2,100円 ※
完成検査終了証の提出がある自動車	2,400円 ※
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●継続検査 (自動車検査証の有効期間が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
保安基準適合証の提出がある自動車（OSS申請）	1,850円 ※
保安基準適合証の提出がある自動車	2,100円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	1,900円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,500円 ※
●構造等変更検査 (自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、用途等に変更が生じたときに受ける検査)	1両につき
	2,800円 ※
●予備検査 (販売店等が商品自動車について、使用者が決まる前に受けることのできる検査)	1両につき
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●自動車検査証の記録事項変更 (自動車の使用者の住所、氏名等自動車検査証の記録事項に変更があったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証、検査標章、自動車予備検査証、限定自動車検査証の再交付 (紛失、毀損、識別困難となった場合に行う手続き)	1件につき
自動車検査証	450円
検査標章（ステッカー）、自動車予備検査証、限定自動車検査証	400円
●自動車検査証返納 (自動車の使用を一時中止するときに行う手続き)	1件につき
自動車検査証返納証明書の交付を受ける場合	450円
●解体届出 (自動車をスクラップ（解体）したときに行う手続き)	無 料
●重量税還付申請 (自動車をスクラップ（解体）したときに車検残存期間が残っている場合に受けることができる手続き)	無 料
●輸出予定届出証明書交付申請 (自動車を輸出しようとするときに行う手続き)	1両につき
輸出予定届出証明書の交付	500円
●輸出予定届出証明書返納届出 (輸出予定届出証明書の交付を受けた自動車輸出されなかったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 (自動車検査証を返納した自動車について所有者の変更があったときに行うことができる手続き)	無 料
●検査記録事項等証明書交付請求 (所有者が検査記録ファイルに記録されている内容の証明を受ける場合及び過去の履歴の証明を受ける場合に行う手続き)	1件につき
現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	400円
現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの（二枚目以降一枚ごと）	1,200円 (400円)
●再輸入見込届出 (本邦と外国との間を往来する活魚運搬車等について、あらかじめ行う手続き)	無 料

※検査に係る手数料には技術情報管理手数料400円が含まれています。

自動車特定整備事業者の遵守事項について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課



国土交通省

四国運輸局

Shikoku Transport & Tourism Bureau



自動車特定整備事業者は、自動車の特定整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。
道路運送車両法（以下、「法」という。）には、自動車特定整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- ・公衆の見やすいように標識を掲げなければならない。（法第89条）
- ・特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。（法第90条）
- ・特定整備記録簿を備え、必要事項を記載し、その写しを使用者に交付し、その記載の日から2年間保存しなければならない。（法第91条）
- ・認証基準に適合するように設備を維持し、従業員を確保しなければならない。（法第91条の2）

自動車特定整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他整備事業の適正な業務運営を確保するために法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令で定められた事項を遵守する必要があります。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

(1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

- イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

(3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

(4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

(5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

(6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

(6-2) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

(6-3) 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

(6-4) 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

(7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び法第91条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く。)

1級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く。)

1級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は1級二輪自動車整備士、2級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

1級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は1級二輪自動車整備士若しくは2級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

(8) 整備主任者であって次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

- イ 整備主任者として新たに届け出た者
- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

(9) 事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあっては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。

(10) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

景品表示法は、 良い商品・サービスを 安心して選べる環境を守ります。

消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。



景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

消費者庁ほか

不当な顧客誘引の禁止 (P5～16)

不当表示の禁止 (P5～14)

- 優良誤認表示の禁止 (P7)
- 有利誤認表示の禁止 (P11)
- その他 誤認されるおそれがある表示の禁止 (P13)

景品類の制限及び禁止 (P15～16)

- 一般懸賞による景品類の提供制限 (最高額・総額)
- 共同懸賞による景品類の提供制限 (最高額・総額)
- 総付景品の提供制限 (最高額)

事業者

事業者が講ずべき景品類の提供 及び表示の管理上の措置 (P17～20)

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

事業者・事業者団体

公正競争規約 (P21～22)

自主的かつ合理的に、
良い商品・サービスを選べます。

不当表示の禁止



景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示

P7

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示



有利誤認表示

P11

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示



その他 誤認されるおそれがある表示

P13

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホームの不当表示
- ステルスマーケティング

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。



表示の例



チラシ・パンフレット、カタログ、ダイレクトメール



容器、パッケージ、ラベル



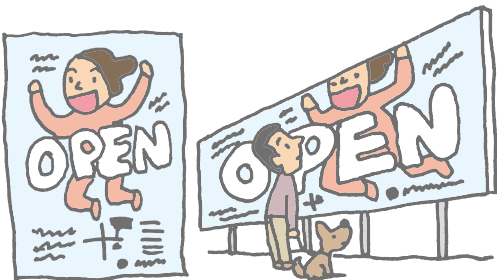
新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



ディスプレイ（陳列）、実演広告



セールストーク（訪問・電話）



ポスター、看板



SNSの投稿、口コミ、メール、アフィリエイト広告



インターネット上の広告、商品等のプレスリリース

「優良誤認表示」とは？

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると誤認される表示です。

優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品質

商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。

規格

国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。

その他の内容

商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

簡単にいうと、「これはとっても良い品質(規格、内容)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことです!

合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは9～10ページの「『不実証広告規制』とは?」をご覧ください。

食品

果実ミックスジュース

実際には、メロン果汁はほとんど入っていないにもかかわらず、あたかも大部分がメロン果汁であるかのように表示。



イベント

コンサートの座席

実際には、SS席を購入してもアリーナ席にならない場合があるにもかかわらず、あたかもSS席を購入すればアリーナ席であるかのように表示。



予備校

予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



LED電球

LED電球の明るさ

実際には、全光束(光源が全ての方向に放出する光束の総和)が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



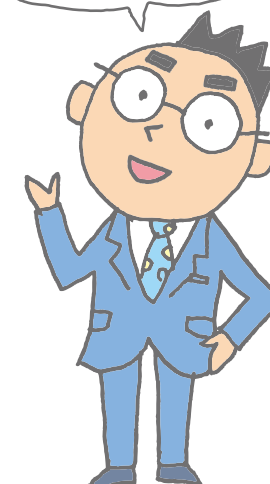
コピー用紙

コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合(古紙配合率)が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



「有利誤認表示」とは？……………

価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です

※取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

価格を著しく安く みせかけるなど取引条件を 著しく有利にみせかける 表示は、有利誤認表示に 当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日 公正取引委員会）をご覧ください。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_35.pdf



簡単にいうと、
「これはとってもお得だ!」と
消費者に思わせておいて、
実際にはそうではない
表示のことです!



通信 携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示。



食品 商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あたかも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。



家庭用電化製品 家電量販店の販売価格

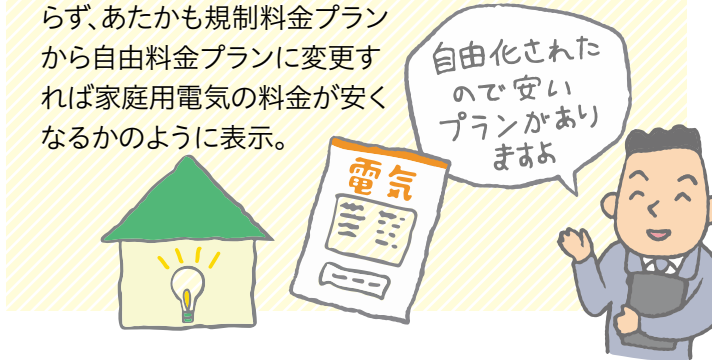
家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



電気料金

家庭用電気の料金プラン

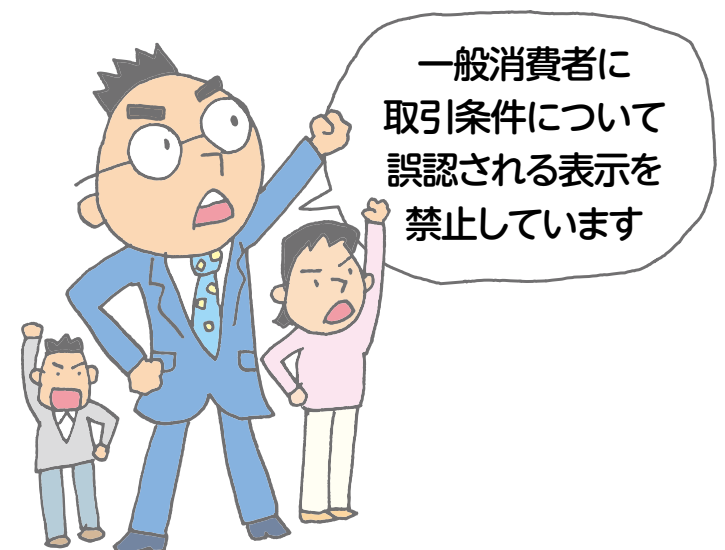
実際には、家庭用電気の自由料金プランは規制料金プランよりも安くない場合があるにもかかわらず、あたかも規制料金プランから自由料金プランに変更すれば家庭用電気の料金が安くなるかのように表示。



歯列矯正

サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などとして記載された「〇〇円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示。



Q 不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

A 「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点から遡る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又はセール開始時点において当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

その他 誤認されるおそれのある表示

とは？

優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

景品表示法に基づいて、7つの告示が定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

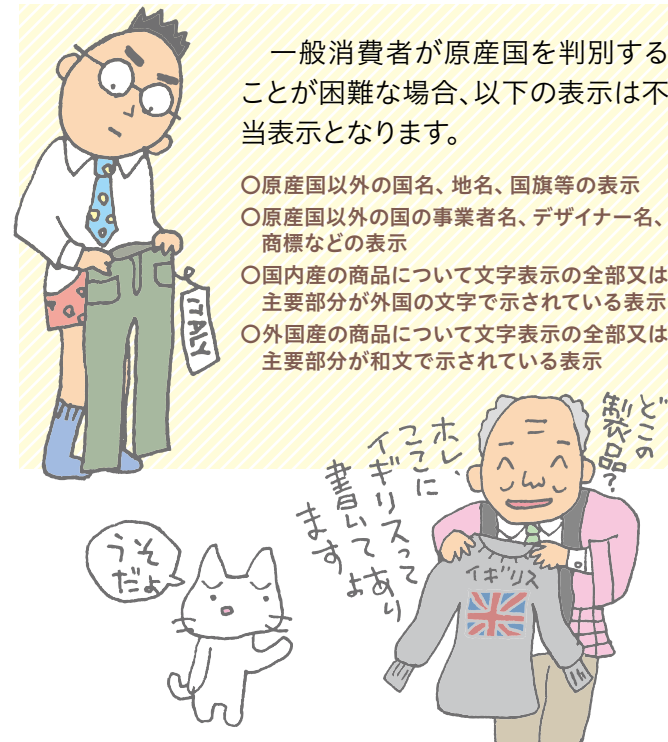
これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応できない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。

2

商品の原産国に関する不当な表示

(昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号)



一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- 原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- 原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

1

無果汁の清涼飲料水等についての表示

(昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号)



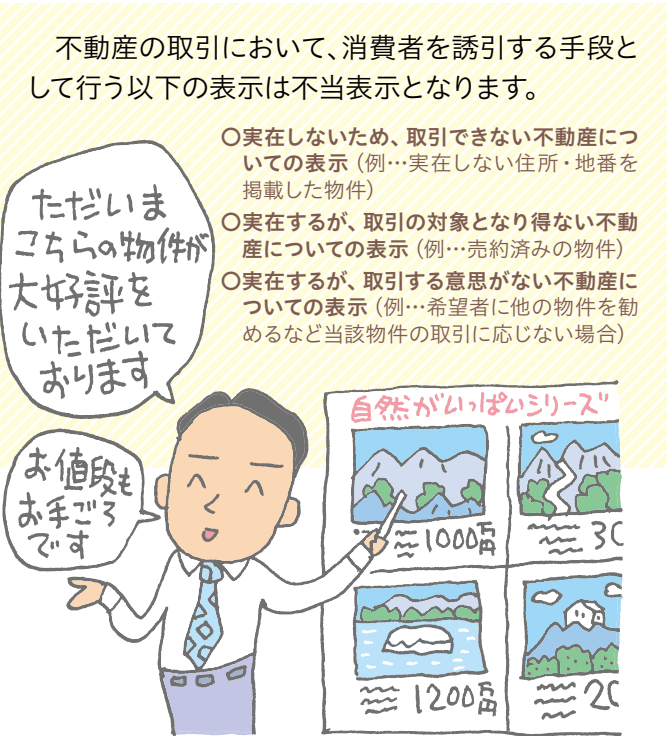
無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5%未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁若しくは果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- 果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- 果実の絵、写真、図案の表示
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)

4

不動産のおとり広告に関する表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号)



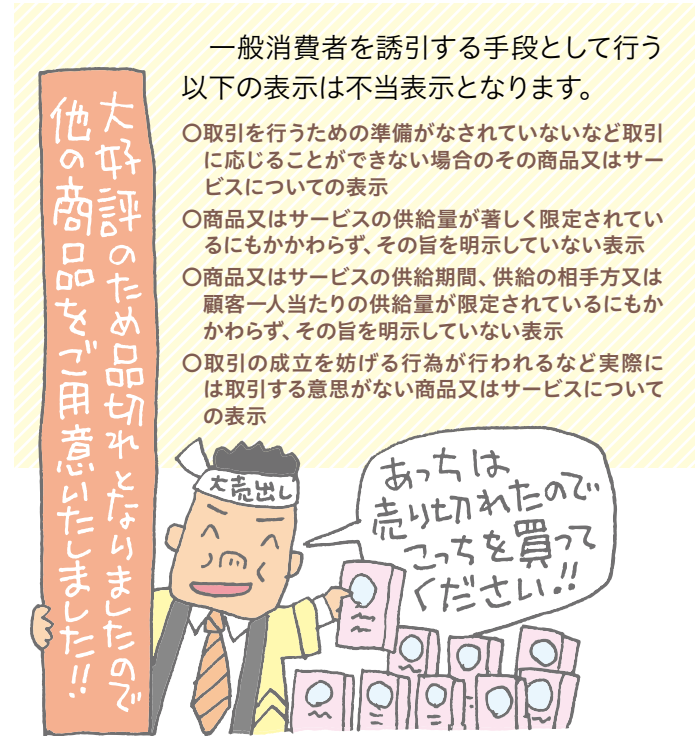
不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 実在しないため、取引できない不動産についての表示(例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- 実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示(例…売却済みの物件)
- 実在するが、取引する意思がない不動産についての表示(例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合)

5

おとり広告に関する表示

(平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号)



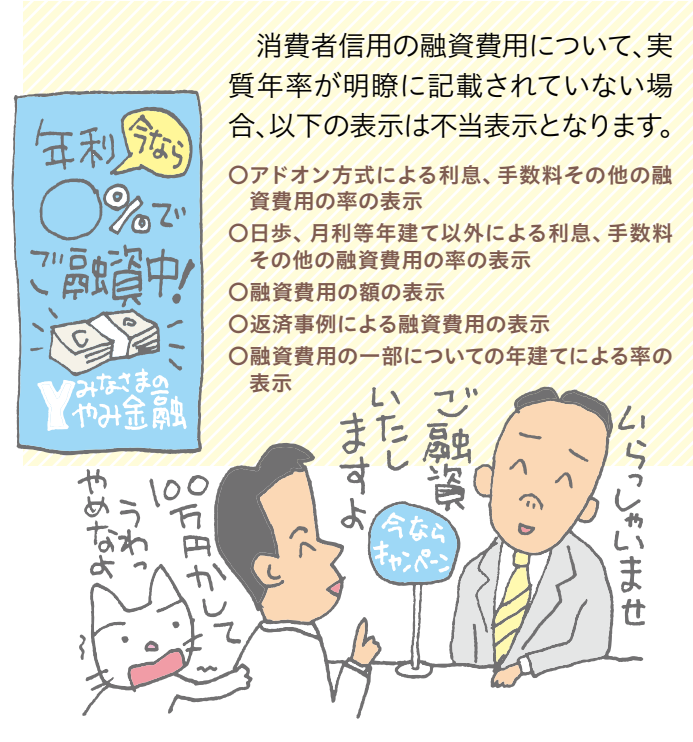
一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 取引を行うための準備がなされていないなど取引に応じることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- 商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示

3

消費者信用の融資費用に関する不当な表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号)



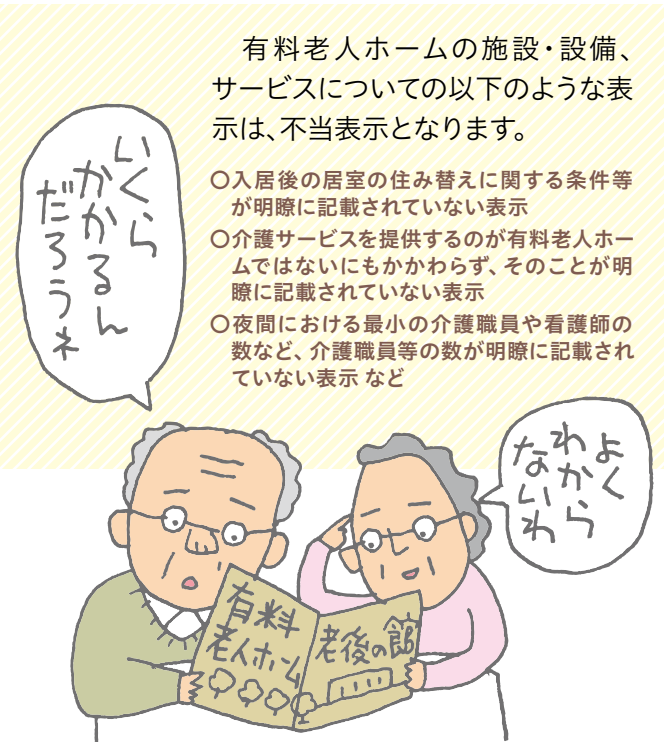
消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 融資費用の額の表示
- 返済事例による融資費用の表示
- 融資費用の一部についての年建てによる率の表示

6

有料老人ホームに関する不当な表示

(平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)



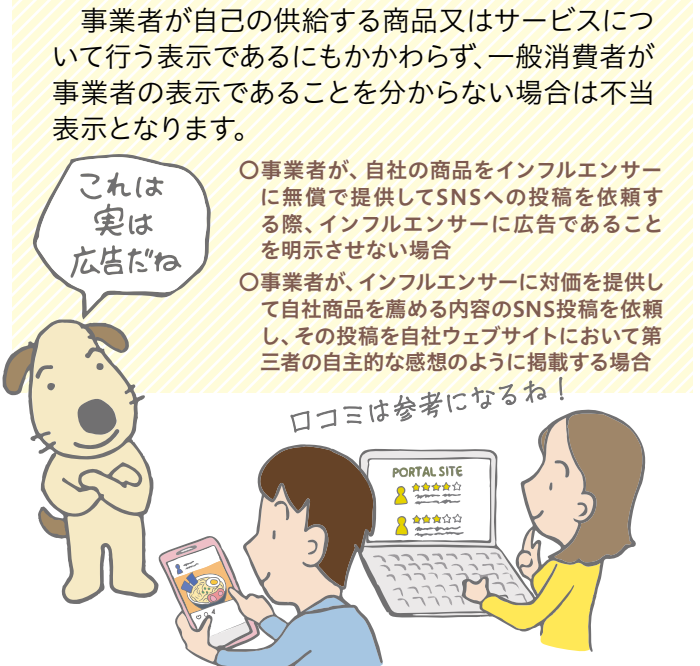
有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下のような表示は、不当表示となります。

- 入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- 介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- 夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示など

7

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(ステルスマーケティング)

(令和5年3月28日内閣府告示第19号)



事業者が自己の供給する商品又はサービスについて行う表示であるにもかかわらず、一般消費者が事業者の表示であることを分らない場合は不当表示となります。

- 事業者が、自社の商品をインフルエンサーに無償で提供してSNSへの投稿を依頼する際、インフルエンサーに広告であることを明示させない場合
- 事業者が、インフルエンサーに対価を提供して自社商品を薦める内容のSNS投稿を依頼し、その投稿を自社ウェブサイトにおいて第三者の自主的な感想のように掲載する場合

違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令が行われます。

事件処理手続の概要

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業者に対し、併明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

措置命令の内容 (例)

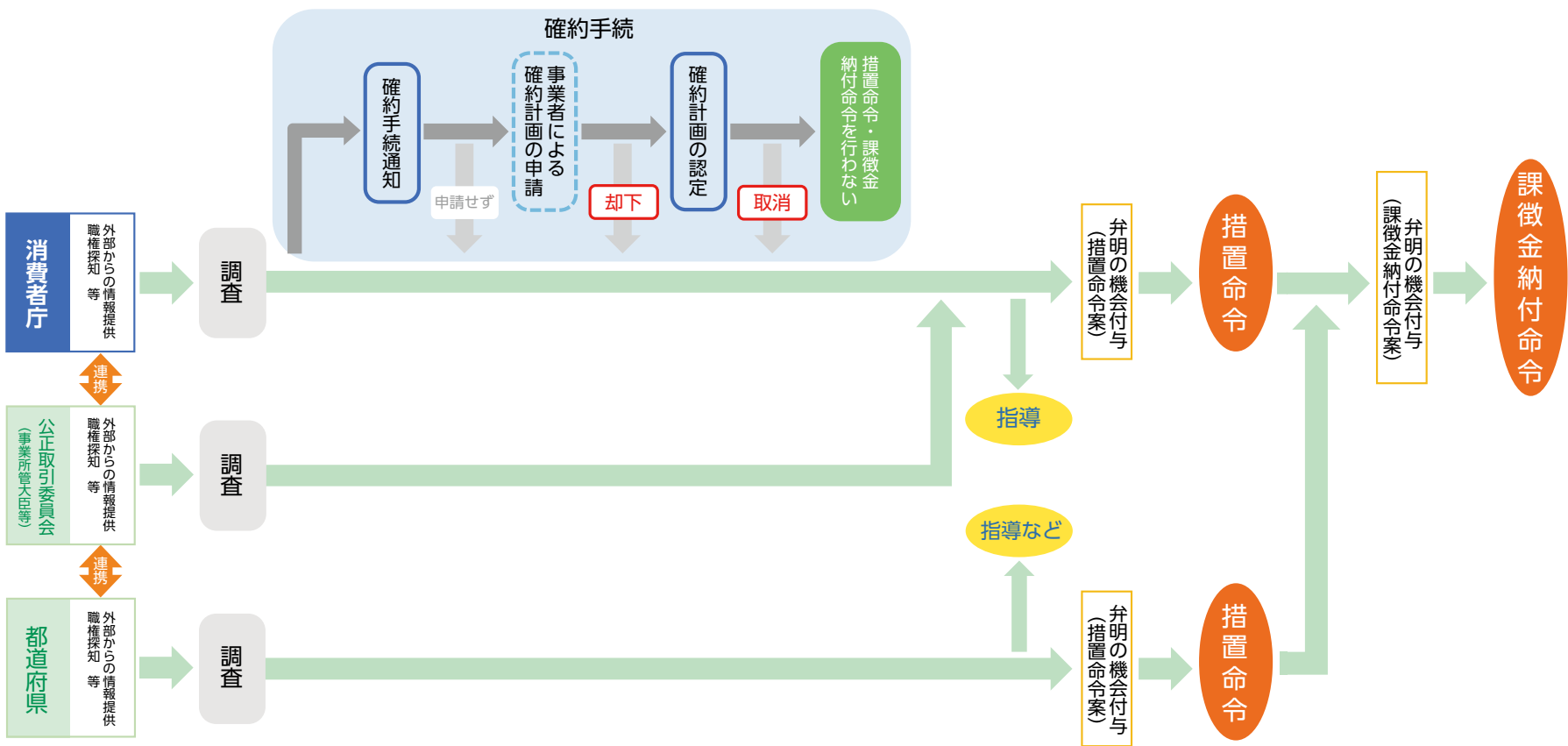
- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと

また、消費者庁は、違反行為の中でも、課徴金対象行為（右ページをご参照ください。）をした事業者に対しては、事業者に対し、併明の機会を付与した上で、金銭的な不利益を課す「課徴金納付命令」を行います。

課徴金納付命令の意義や基本的な要件についての考え方についての詳しい説明は、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（平成28年1月29日消費者庁）をご覧ください。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_240418_03.pdf



景品表示法違反の事件処理手続



課徴金制度の概要

課徴金対象行為

課徴金対象行為は、商品・サービスの取引について、優良誤認表示又は有利誤認表示をする行為です。
なお、課徴金納付命令との関係でも、不実証広告規制（9～10ページ）が導入されています。措置命令に関する不実証広告規制は、優良誤認表示であると「みなす」というものですが、課徴金納付命令に関する不実証広告規制は「推定する」というものであり、その点で異なります。ただし、課徴金納付命令に関する不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準等は、措置命令に関するものと同様です。

課徴金額の算定方法

課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」に3%を乗じた金額が課徴金額となります。

課徴金の納付を命じられない場合

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたため「相当の注意を怠つた者でない」と認められるときや、課徴金額が150万円未満（事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの「売上額」が5000万円未満）であるときは、事業者は課徴金の納付を命じられません。

課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を自主的に消費者庁長官に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の2分の1が減額されます。

返金措置の実施による課徴金額の減額等

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける等、所定の手続に従って消費者に対して返金措置（※）を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合にはその納付を命じません。

※「返金措置」とは、課徴金の対象となる期間に事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（電子マネーも含む）を交付するものです。

確約手続の概要

令和5年の法改正により、景品表示法第4条又は第5条に違反する疑いのある行為（違反被疑行為）について、事業者の自主的な取組により解決するための「確約手続」が導入されました。消費者庁は、景品表示法に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合に、その違反被疑行為について確約手続に付することが適当であると判断するとき、違反被疑行為を行っている又は行っていた事業者に対し、問題を解決するための自主的な取組である確約計画の認定の申請をすることができる旨の通知を行うことができます。
通知を受けた事業者は、違反被疑行為についての確約計画を作成・申請することができ、消費者庁がこれを認定した場合には、原則として、措置命令及び課徴金納付命令は行わないことになります。
消費者庁は、確約手続の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、確約手続に関する運用基準を定めています。

確約手続の対象事案についての考え方

- （判断基準） ○違反被疑行為等を迅速に是正する必要性
○事業者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性 等
- （考慮要素） ○違反被疑行為に至った経緯（事業者が講ずべき管理上の措置）の実施状況 等
○違反被疑行為の規模・態様
○一般消費者への影響の程度
○確約計画で見込まれる内容 等

確約計画の認定基準

- （必要な措置） ○違反被疑行為を取りやめること
○一般消費者への周知徹底
○違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置
○履行状況の報告
- （有益な措置） ○一般消費者への被害回復（消費者への返金）
○契約変更（違反行為の要因となった取引先の変更・契約の見直し）
○取引条件の変更（表示内容に合わせた取引条件の変更）

事業者がこれから行う企画の事前相談

■消費者庁表示対策課 指導係 TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

**ご相談いただく前に、まずはパンフレットや
消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。**

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。



景品表示法違反に関する情報提供

■消費者庁表示対策課(情報管理担当) TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。

(<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)



以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

■公正取引委員会事務総局 地方事務所等

●北海道事務所取引課 TEL.011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

●東北事務所取引課 TEL.022-225-7096

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

●中部事務所取引課 TEL.052-961-9423

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

●近畿中国四国事務所取引課 TEL.06-6941-2175

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階

●中国支所取引課 TEL.082-228-1502

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

●四国支所取引課 TEL.087-811-1754

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階

●九州事務所取引課 TEL.092-431-6031

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

●内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課 TEL.098-866-0049

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

消費者庁

<https://www.caa.go.jp>

四国運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

自動車技術安全部

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎南館

管理課

【TEL】087-802-6782

自動車の登録・自動車の統計

整備・保安課

【TEL】087-802-6783

自動車整備事業の認証、指定自動車
整備事業の指定及び指導監督

技術課

【TEL】087-802-6785

自動車検査、型式の認定、基準緩和、
欠陥車監視、街頭検査

保安・環境調整官

【TEL】087-802-6786

事故防止対策、公害防止など環境対策

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局 検査整備保安担当

○四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

HP:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

【TEL】03-5253-8111

運輸支局 組織のご案内

- 徳島運輸支局(応神庁舎) 〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1
- 【輸送・監査部門】 【TEL】088-641-4811
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2074
- 【検査整備保安部門】 【TEL】088-641-4813

- 香川運輸支局 〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1
- 【企画観光・輸送・監査部門】 【TEL】087-882-1357
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2075
- 【検査整備保安部門】 【TEL】087-882-1355

- 愛媛運輸支局 〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070
- 【輸送・監査部門】 【TEL】089-956-1563
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2076
- 【検査整備保安部門】 【TEL】089-956-1561

- 高知運輸支局(大津庁舎) 〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1
- 【輸送・監査部門】 【TEL】088-866-7311
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2077
- 【検査整備保安部門】 【TEL】088-866-7313

独立行政法人自動車技術総合機構 組織のご案内

●四国検査部

〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1
【TEL】087-882-1372

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1
【TEL】088-641-6465

●愛媛事務所

〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070
【TEL】089-956-2809

●高知事務所

〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1
【TEL】088-804-5203

軽自動車検査協会 組織のご案内

●香川主管事務所

〒769-0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18
【TEL】050-3816-3122

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3
【TEL】050-3816-3123

●愛媛事務所

〒791-1112
愛媛県松山市南高井町1814-2
【TEL】050-3816-3124

●高知事務所

〒781-0270
高知県高知市長浜3106-2
【TEL】050-3816-3125

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒105-0001
東京都港区虎ノ門5丁目1-5 メトロシティ神谷町6階
○フリーダイヤル 0120-028-222
○【FAX】03-6704-5702
(受付時間:月~金(除 祝日)9:30~12:00/13:00~17:00)

●香川県消費生活センター

〒760-8570
香川県高松市番町4丁目1-10(県庁東館2F)
○【TEL】087-832-3790
○【FAX】087-861-3291
○相談専用電話087-833-0999
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日8:30~17:00)

●徳島県消費者情報センター

〒770-0831
徳島県徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階
○【TEL】088-623-0110
○【FAX】088-623-0174
平日(水曜日を除く)9:00~17:30
土曜日・日曜日 9:00~16:00

●愛媛県消費生活センター

〒791-8014
愛媛県松山市山越町450番地(愛媛県男女共同参画センター1階)
○【TEL】089-926-2603
○【FAX】089-946-5539
○相談専用電話089-925-3700
・月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は9:00~17:00
・水曜日は9:00~19:00 (いずれも祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除きます)

●高知県消費生活センター

〒780-0935
高知県高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター ソーレ2F
○【TEL】088-824-0999
相談受付時間 9:00~16:45
※日曜日にも相談を受け付けています。(土曜日・祝日・年末年始は休みです)
○【FAX】088-822-5619

主なメーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120-119-113
●スズキ(株)	【TEL】0120-402-253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800-500-0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800-700-7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120-315-232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120-67-2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120-106-558
●(株)SUBARU	【TEL】0120-052-215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120-112-010(クルマ) 【TEL】0120-086-819(バイク)
●マツダ(株)	【TEL】0120-386-919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120-324-860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120-324-230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120-400-819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120-090-819

その他

●日本自動車輸入組合

〒105-0014
東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5階
【TEL】03-5765-6811

(参考)

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月改正

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔						車検証の有効期間		備考 (主な車種など)
		3か月 (別表3)	3か月 (別表4)	6か月 (別表5)	6か月 (別表5の2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	軽福祉タクシー
	貨物	GVW 8t以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む)
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)		○				2年	1年	
		軽(旅客を除く)				●		2年	←	
		2輪					●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	GVW 8t以上	○					1年	←	トラック(3輪を含む)
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
		定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
		3輪	○					2年	1年	
	2輪	小型				○		2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○		なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピングカー
		GVW 8t以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	大特	GVW 8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
		GVW 8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)		○				2年	1年	
		検査対象外軽自動車	○					なし	←	そり付、カタビラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW 8t以上	○					1年	←	トラック(3輪を含む)
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満			○			2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
		定員11名以上	○					1年	←	バス、マイクロバス
		幼児専用車			○			1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●		3年	2年	
		3輪			○			2年	←	
	2輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	GVW 8t以上	○					2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		GVW 8t未満			○			2年	←	
		GVW 8t以上	○					1年	←	
		GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満			○			2年	1年	
	大特	GVW 8t未満(被牽引車)			○			2年	1年	タンク車、給水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、ポート・トレーラ、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、散水車、塵芥車
		軽				●		2年	←	
		GVW 8t以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満			○			2年	←	フォーク・リフト
		GVW 8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
	貨物	GVW 8t以上(被牽引車)		○				1年	←	
		GVW 8t未満			○			2年	1年	
		GVW 8t未満(被牽引車)			○			2年	1年	
		検査対象外軽自動車			○			なし	←	そり付、カタビラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年

2. GVW:車両総重量